

政策資料

No.242

《復刊137号》
1986年11月1日

巻頭言 松前 仰 1

〈特集〉

1987年度(昭和62年)各省庁予算要求

- 1987年度予算概算要求の問題点 2
- 厚生省関係 5
- 文部省関係 8
- 通商産業省関係 10
- 農林水産省関係 11
- 建設省・国土庁関係 14
- 運輸省関係 18
- 郵政省関係 21
- 科学技術庁関係 23
- 環境庁関係 24
- 法務省関係 26
- 自治省関係 26
- 外務省(ODA)関係 30
- 防衛庁関係 32

〈資料〉

- 「総合経済対策」に対する談話 36
- 石炭政策についての申し入れ 37
- たばこをめぐる日米政府間協議に関する申し入れ 38

日本社会党政策審議会



一人前の思ひ切つた政策を

松 前 仰

政策担当中央執行委員

じいと財テクというハイテクノロジーやマネーレースの方がいいといふ風潮になってしまった。技術力を肥やす土壤が痩せつづつある憂うべきピンチに遭遇しているのである。

小企業と輸出依存型大企業の下請けをピンチに陥れている。政府は補助金や低金利融資で保護しようとしている。国民も経済大国になつたから、この位はできると思つてゐる。しかし米国は、そのような保護はやめなさい、弱い企業は保護する必要はない、といつてゐる。

数年まえ、地方の活性化の模範として、燕市の地場産業が話題になり、その知恵と努力は地方の時代のお手本となつた。だが、今や円高不況の代表選手になつてしまつた。創造的努力は、無残にも円高の前に打ちひしがれてしまつた。今や、そんな努力は馬鹿ばか

激しい円高は先ゆき不安をもたらし、加えて国民は土地や住宅の高騰、社会保障の質的低下、雇用不安などで安心できず、貯蓄をする。ところがその貯蓄ですら貿易黒字の原因だと米国から非難を受けてゐる。挙句の果ては非課税貯蓄を廃止するという、至れり尽くせりの国民無視である。先ゆき不安は差益の還元を渋らせてしまつてゐる。

確かに技術が高度になり、情報

は後進国にそのようなことをしていない。医者が余っているならば、医療の不十分な後進国に病院をつくってやれば良いと思う。そのような事をしてきていないから諸外国から叩かれててしまう。激しい円高にされた理由は、世界が人間としてもよい。世界に人としての影響を与えていけるのは社会党以外に無いと、自信を持つことが必要だ。

は国際的になり、相互補助たるべき貿易は発達し、いまや一国のひとりよがりでは通用しない時代である。だが、経済成長に気を良くして国内に我慢をさせ、後進国に目もくれず黒字をため込んだひとりよがりが先進国をいらいらさせたことも考えなければならぬ。そのいらいらがニクソン・ショックに端を発し、ついに爆発してしまつた。勝利者は後進の者を問わずその国民一人一人が公平に豊かになることを目指した思切った政策を実行するのが社会党の使命であり、国際的に一人前になるのである。そのような視点からみれば、不公平を生んでいた技術の未熟の時代からの脱皮のために、未来の内に公平さと豊かさを増すような科学技術の進歩は必要なものである。公平でない豊かさを生まないSDIは必要ない。

(まつまえあおぐ・衆議院議員)

特集

一九八七年度（昭和六二年度）各省庁予算要求

一九八七年度予算概算要求の問題点

日本社会党政策審議会

七月二一日の閣議で決定された「昭和六二年度予算」概算要求基準に基づいて各省庁の概算要求が八月末日に締め切られたが、わが党が再三にわたって主張してきた《軍縮・内需拡大＝国民生活重視型》予算編成をまつた展望しておらず、いま緊急に取り組まなければならぬ輸出依存から内需主導への経済構造の転換をめざしていなればかりか、依然として軍事費突出・国民生活抑圧とりわけ福祉・教育費削減を続け、国民の期待と要望に真向から背くものである。

□「財政再建」を旗印にした予算編成
の破綻□

大蔵省は、昭和五九年度からの投資経費マイナス五%、経常経費マイナス一〇%という厳しい概算要求基準の設定を貫き、昭和六二年度の国債発行額を前年度より一兆円以上削減する方針を堅持している。しかし、内需拡大のための大型補正予算を組むことが決定されているにもかかわらず、来年度の本予算については従来通り、抑制型の予算を編成するのは、まったく矛盾した政策的対応である。

また、「財政再建」自体、国民の要求、国民の総意に基づいて打ち立てられた方針ではない。それは財界主導の臨調行革に沿つたもので、一般歳出の抑制は、国民生活関連部門の削減を基軸とする一方で、軍事費等が対外配分も高水準が続き、国債費は今年度より四〇〇〇億円強多い一兆六七億円が要求されているのである。累増している国債残高が多い費用も高水準が続き、利払

慮あるいは財界の思惑によつて特別優遇されているのである。

こうした背景をもつて推進されてきた「財政再建（昭和六五年度で特例公債依存から脱却）」は無理に無理を重ねて辻褄合せをしてきた結果、既にどのような手段を用いてもその綻びを蔽ひ隠せないまでに至つている。

を賄わなければならぬため特例国債の発行額を圧縮していくのはますます困難になるという悪循環を重ねているのである。借金のために借金を重ねるというサラ金財政は危機情況を深める一方で、対外経済摩擦からも緊急に要請され、また国民的要望でもある内需拡大にむけ、一般歳出の思い切った増大が期待されるにもかかわらず、それにまつたく逆行する予算編成を政府・大蔵省は続いているのである。

対外経済摩擦対策、内需主導による成長路線への転換、高齢化社会にそなえた福祉政策充実、財政再建への展望、さらに世界の軍縮にむけての貢献等々に対して、政府は逆行する政策を遂行しているといわれても仕方あるまい。今日わが国が抱えている問題への積極的対応を放置した無責任な対応であるといわざるをえないものである。

第二に問題として指摘しなければならないのは、防衛関係費の特別増額の扱いである。対米国配慮からも、国内産業的要請からも、昨年決定された五年間の防衛関係費の総額が一兆四〇〇億円（八五年度価格）という中期防衛力整備計画の着実な達成の名の下に、今後防衛関係費の特別増の傾向はますます強まっていこう。防衛関係費の対GNP比一%枠という政府自身の公約を実質的に守っていけないことが明らかになっていることから、政府・自民党は「一%枠」の撤廃を公然と口にするまでに至っているのである。

第三に、内需拡大の要請から見て、公共事業は内容的にも量的にもまつたく不十分であ

れを六年連続停止させ二兆三一六八億円を浮かす方針である。しかし、国債の六〇年償還ルールを続けると、国債整理基金に帰属するNTT株の売却収入にもよるが、償還財源が不足、一般会計からの予算繰り入れを新たに実施する必要が生じかねない。このため、大蔵省は、六〇年で償還するという現行の国債償還ルールを見直し、全額を借換できるよう財政制度審議会に諮る考え方である。これはあるが、これがために国債残高が膨張し、将来的には国債費をかえつて増大させることになる。この策は、サラ金財政のドロ沼化を象徴するものである。

第四に、社会保障関係費の削減が経済的に弱い層に集中するという形で、福祉社会の建設路線を放棄し、それを逆転させる政策が推進されている。社会保障関係費の削減、圧縮は当然増が多いというその性格からして影響するところは大きい。今回、社会保障関係費は、当然増经费だけで八〇〇〇億円増えると見込まれている。概算要求基準はそれを一八八億円に圧縮して設定、要求段階で三八〇〇億円削る必要があった。そこで厚生省が削ったのは、老人保健法改正（この段階ではまだ法改正は成立していない）の平年度効果による一五〇〇億円、厚生年金の国庫負担の繰り延べ純増による九二〇億円の合計二四二〇億円で、残りの約一四〇〇億円については

昭和62年度一般会計概算要求額調査

(単位:百万円)

所管	前年度予算額	昭和62年度概算要求額	比較増△減額
皇室費	2,985	2,943	△ 42
国會	83,740	83,666	△ 74
裁判所	22,979	23,327	△ 3,487
会計検査院	10,549	10,766	△ 217
内閣	11,645	11,769	△ 124
总理府	6,834,973	7,063,672	△ 228,699
防衛庁	3,343,395	3,553,980	△ 210,585
その他	3,491,578	3,509,692	△ 18,114
法務省	39,022	40,169	△ 1,146
外務省	419,312	440,487	△ 21,175
大蔵省	1,278,363	1,302,665	△ 24,302
文部省	4,572,197	4,578,838	△ 6,641
厚生省	9,772,086	10,190,934	△ 418,848
農林水産省	2,787,550	2,735,062	△ 52,488
通商産業省	782,198	742,460	△ 39,738
運輸省	1,015,177	665,512	△ 349,665
郵政省	24,160	24,626	△ 466
労働省	488,852	488,190	△ 662
建設省	3,773,960	3,693,045	△ 80,915
自治省	106,406	76,434	△ 29,972
計	(32,381,806)	(32,711,350)	(329,544)
	32,584,170	32,746,036	161,866
国債費	11,319,518	14,138,654	△ 2,819,136
地方交付税交付金	10,184,955	10,815,624	△ 630,669
合計	54,088,643	57,700,314	△ 3,611,671

- 注 1. 昭和62年度概算要求額には、日本国有鉄道清算事業団に対する日本国有鉄道の長期債務等処理対策費の要求額は含まれていない。
 2. 計欄の()書は、前年度予算額から日本国有鉄道助成額(財政再建利子補給金を除く。)を、昭和62年度概算要求額から日本国有鉄道を引き継ぐこととなる関係法人に対する助成額をそれぞれ除いた額である。

未だ対策が固まつていないう。特別会計の創設も構想されているが、これは、わが党の高齢化社会を迎える社会保障を充実させるための特別会計の考えとはまつたく相いれないもので、社会保障の縮減、国民負担の増大を目的とするもので、到底容認できない。

□来年度予算に対するわが党の基本的態度□

来年度予算は、今年度の大型補正予算を考慮し、また、不況局面を勘案すれば、名目成長率を超える伸び率を確保する予算規模としなければならない。また、今年度に引き続き相当程度の減税を実施しなければならない。それらの財源は、事態の緊急性に鑑み、国債増発によることもやむをえまい。すでに崩壊している「財政再建」の旗印を降ろし、中期的に国債依存から脱却していくことを真剣に検討しなければならないのである。

1 八七年度予算編成にあたっては、名目成長率を若干超える程度の伸び率を確保する予算規模とし、国民生活向上を軸とする内需主導型成長に転換するため、従来の一律

マイナス・シーリング方式を転換すること。すなわち、社会保障、国民生活に直結する分野の実質水準の確保、産業構造調整政策、将来の国民生活基盤、社会資本投資等は増額する。

その際、防衛費を突出させず、当面一%枠を遵守するにとどまらず、世界に先駆けて軍縮を実現するため、軍事費削減のための計画を策定する。

さらに、発展途上国の貧困・飢餓の克服、地球的規模での生活社会資本整備のため、各国軍事費の一括削減による基金の創設を提唱、実施する。

2 社会保障関係費については、当然増による費用を確保し、これ以上福祉水準の引き下げを行なわないこと。高齢化社会に対応した福祉政策充実をはかる。

3 内需拡大の柱として、税制の不公平を是正し、勤労国民の過重な税負担を軽減するため、相当規模の所得税・住民税減税を実施する。

厚生省関係

一、主な削減努力

厚生省の六二年度予算概算要求枠は、他省府と同様、経常部門一〇%（四四七億円）、投

差引き四一八八億円の増となつた。これで、六一年度予算に比べて四・三%アップ、合計一〇兆一九〇九億円と、はじめて一〇兆円の大台に乗つた。

ところで、厚生省の当然増経費は、一兆五〇〇〇億円程度が見込まれていたが、①六一

4 大型間接税の導入や少額貯蓄非課税制度の廃止は行なわない。

5 原子力発電については、スリーマイルにつづくチエルノブリ原発事故の教訓に立つて、原発建設計画を中止し、稼働への厳しい規制を実施し、エネルギーに関する安全研究開発、防災対策を進める。

6 二一世紀に向けての国民生活の基盤となる住宅・住環境整備、防災、下水道、老人福祉施設、森林資源、緑化対策、国土保全、地域交通整備などの生活・自然環境保全関連社会資本の欧米水準への引き上げ、地域の均衡のとれた発展に資するため、建設国債の増発などにより社会資本の確保をはかること。

年度から三年間の特例措置がとられた厚生年金国庫負担のくりのべ（三〇〇四九億円）、②同じく特例措置の高率補助金の引き下げ（三〇〇億円）、③老人保健制度改革の六一年度分の財政効果（六月実施として一九六〇億円）、④従来ベースの医療費適正化対策（五〇〇億円）を差引いた残り約八〇〇億円の対策を迫られたといわれる。しかし、先に述べた四一八八億円の増加枠が認められたため、削減対象となつたのは、差引き三八〇〇億円。これは、次の三項目によつて方針化された。

①老人保健制度改革の六二年度分の財政効果

……約一五〇〇億円（六一年六月実施を前提とした推計）
②医療費適正化等……約一四〇〇億円
③厚生年金国庫負担のくりのべを厚生保険特別会計法で定める限度（約四〇〇〇億円）
いっぽいに……約九〇〇〇億円

二、厚生省案を見る基本視点

①社会保障予算こそ“聖域”である……社会保険関係経費のすべてが必要不可欠であり、国全体の歳出が削減される時期には、その占有率が高くならなければならぬ。
この観点から実状をみると、前述したように、四七六四億円の例外枠が認められただけで、削減努力は各省一律に迫られている。

経常部門一〇%、投資部門五%のマイナス・シーリングは、この四年連続の一連措置なのである。その結果、社会保障関係予算（当初）の一般会計に占める割合は、近年次のように低下ないし横ばいの状態に陥つてゐる。

五六年度 一八・九%

五七 一八・三

五八 一八・一

五九 一八・四

六〇 一八・二

六一

一八・二

②政策制度の効果を高めることによつて削減すべきである……経費の削減は、施策の実効が増加する結果となるような措置を基本とすべきで、利用者制限や福祉切捨ては、後年、かえつて高くつく。

この観点から現状をみると、たとえば保健、医療、福祉のタテ割行政による弊害を是正す

る必要があるが、個々の高齢者のニーズに最も適した保健福祉サービスが提供されるよう「高齢者サービス調整会議」を地域につくるという施策（新規）のほかには、評価できるものがない。

また、政策効果を高めるには、政策・制度自体を生産・流通の直接手段としている企業（たとえば医療保険制度にみる医薬品・医療機器メーカー）に対するコントロールを強める一方、医療機関がその製品を購入・利用する

場合、共同購入・共同利用を誘導する必要がある。政府案は、このような施策が甚だ乏しいといわねばならない。

三、具体的な問題点（事例）

①老人保健法改正の実施時期に関する判断違いを正さないままづくらでいる……すでにみたように、厚生省案は六月実施を前提としているため、これが一月遅れるごとに二二〇億円の財政効果を失うことになる。斎藤厚相は、八月二六日、自民党の社会部会、医療基本問題調査会、社会保障調査会、公的年金等調査会の四合同会議に出席し、

「二二月の予算編成にむけ、大きな数字の変動があるかも知れないので十分ご指導願いたい」

と発言したと伝えられているのも、このことを指していると考えられる。なお、臨時国会に提出された改正案は、一一月一日実施とされているが、これまたとうてい実現不可能な想定とみなければならない。
②国保の危機を国の責任で救済しようとしていない……五九年一〇月に発足した退職者医療制度の加入者数を厚生省が読み違えて、国庫負担率を四五%から三八・五%に引き下げたため、国民健康保険制度は、五九・六〇両年度で二〇八〇億円、六一年度で一五〇〇億円前後の影響をうけた。前者については、六〇

年度補正予算で一三六七億円（国保特別交付金）、後者は六一年度当初予算で二三〇億円（同）、加えて老健法改正で生じる国保の拠出金の軽減効果一三〇八億円（六月実施を前提とした推計）があるので問題なしとされた。しかし、五九・六〇両年度分で七一三億円が理不尽にも自治体負担に押し付けられ、六一年度分の老健法改正による一三〇八億円はすべてサラリーマン保険の労使拠出分であり、責任転嫁も甚しいものである。そのうえ、六二年度以降もまた、老健法改正による効果が当てにされているために、概算要求の上では、何も手当てされていない。

国保に対する国の責任回避はこれだけではない。前述した老健法改正実施時期の判断を誤つたため、これを前提として組まれた市町村の国保予算にも欠損が生じることとなつた。それは、一月当り保険料拠出分一四五億円が軽減されるはずのものができないためで、これもほんらい国が手当てしなければならない性格のものだが、政府は知らぬふりで通すようである。

③従来の医療費適正化対策に加えて、新たな施策で一四〇〇億円の効果を生むことは、至難のわざである……年末の予算編成までに具体的な方法を示すことが、厚生省の宿題とされている。しかし、自民党一党支持を続ける日本医師会がこれを支持するかどうか危ぶま

れており、厚生省は窮地に陥らざるをえない。そこで予想されるのは、いわゆる官僚作文的ツジツマ合わせだが、何としてもこの機会に抜本的・恒久的な政策効果をもつ制度改革にふみきらせる必要がある。その中心となるのは、薬づけ・検査づけの元凶である点数出来高払い方式の改革だ。社会党は、国民が主治医（または家庭医）を標榜する医師を一人選択して登録し、医師には登録住民数に応じた定額を支払うという新制度を提唱しているが、いよいよこれに現実味が出てくる時期が来たといえる。

④基礎年金が最低生活保障の土台となるよう再検討すべきなのに、その方向が全く示されていない……一〇二国会での「国民年金法等の一部を改正する法律案」の強行可決の結果、わが国の年金制度は「基礎年金」の導入が行なわれ、四〇年間延々と掛金をして最高五万円と云う国際的に見ても余り例のない低水準に押さえ込まれることになった。この「基礎年金」の上に所得比例年金を上乗せしても、超高齢化社会での生活の柱にはなり得ない。何を置いても「基礎年金」が最低生活保障の土台たり得るよう、基礎年金の水準、費用負担のあり方等について早急な再検討にかかるべきである。しかるに、その方向が示されていない。また、保険料免除者が激増している原因となつている国民年金定額保険料制の再検討、国

鉄共済の昭和六五年度以降の保障の具体化などがのこされている。

なお、年金のスライドについては、前年（昭和六一年中）の消費者物価の上昇に見合うことになっているので、経済企画庁による政府の経済見通しにもとづき、年末の閣議での了承を得て決定される。従つて、現段階では白紙となつていて、また、関連諸手当も同様である。超高齢化との関連で物価上昇が五%以下であつてもスライドがされるよう要求さるべきだが、不明なままになつていて。

また、年金積立金の自主的運用については、昨年度から年金福祉事業団が行うことになつたが、その額の増が一兆円要求されている。さらに、昨年認められなかつた自主運用についても要求されている。額は、三兆円。

⑤患者の人権を守る姿勢を明らかにするため、精神病院の措置入院費補助金削減分は、患者の社会復帰対策予算にふりむけるべきだ……公衆衛生審議会の「精神障害者の社会福帰に関する意見」（六一年七月）を受けて要求がなされている精神保健対策費は、総額で二億の減であるが、内訳は、措置入院費補助金で五〇億がダウンし、このうち一〇億が通院補助に回り、さらに、精神障害者福祉ホーム、同小規模保護作業所助成費、同通所授産施設等々八点の新規事業要求が盛り込まれ、これが約二〇億。

国内外の批判にさらされた政府は、精神衛生法改正作業に着手している。概算要求は、この経過の中での社会復帰対策への着手であることは明らかである。だとすれば、せめて、

措置入院費補助金の削減額（五〇億円）はそつくり社会復帰対策予算に振り向けるという姿勢を示すべきだ。

文部省関係

一、概算要求の概要と性格

文部省の一九・八七年度概算要求は、四年連續で経常部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%と、八六年度に続く厳しいシーリングを受け、一般会計の伸び率〇・一五%わずかに六六億四一〇〇円増の四兆五七八八億三八〇〇万円である。また、国立学校特別会計は三・九六%、六六三億三〇〇〇万円増の一兆七四一七億八六〇〇億円である。

このように八七年度概算要求をみても、中曾根教育改革は「金は出さないが口は出す」という、ゆきどいた、のびのびとした教育へ向けての改革とは無縁の性格を示している。臨調行革路線の下で一貫して文教予算が切り捨てられ、公立文教施設や学校給食施設、あるいは社会教育施設や社会体育施設、文化施設の予算が大幅に削減されてきた。その結果、八七年度概算要求に占める投資部門の割

合は一〇・一%となり、やがては一ヶタになるのは火を見るよりも明らかである。投資部門のシェアの著しい低下に反し、経常部門のそれは八九・九%で、人件費はなんと七五・四%（八六年概算時で七三・五%）に達している。文部省はいまや「教育公務員給与支払機関」になろうとしているといつてよい。

八七年度概算要求のもう一つの特徴は、臨時教育審議会の第一次答申、第二次答申を受けて、「六年制中等学校」「共通テスト」「初任者研修」などの先どり、具体化の予算となっていることである。

二、具体的な内容と問題点

まず「臨教審対応事項」についてみてみよう。項目は、①「初等中等教育の改革」、②高等教育の改革と学術研究の振興」、③「家庭・社会の教育の活性化」、④「時代の変化への対応」、⑤「教育改革の総合的推進」——である。

とくに問題点は初中教育に集中している。まことに問題点は初中教育に集中している。まず、「教育内容の改善」では、教育方法等の改善で五四〇〇万円、学習指導要領の改訂などで一億六三〇〇万円となっているが、実は、ここには第一次答申の「六年制中等学校」の予算が「教育改革の総合的推進（一億二一〇〇万円）と関連して計上されている。六年制

教員の管理・統制など、臨教審の本質が明らかになっている。文部省は厳しいシーリングのなかで、自分につごうのよい答申部門のみ食いをしようとしているが、臨教審関係予算を増やせば増やすほど、他の予算が圧迫されることになる。

中等学校を実施するには学校教育法の改正を必要とするが、法案審議以前に予算措置を講じるのは国会無視もはなはだしいといわねばならない。これは「初任者研修の試行」（三六億九三〇〇万円）についてもいえる。初任者研修（三六億九三〇〇万円）については第二次答申で盛りこまれたものであるが、日教組などから強い批判のあるものであつて、「国定教師」づくりにつながると、国会での審議も行なわれていないのである。臨教審は德育を行なわれていいのである。

強調しているが、「学校道德教育振興事業」が新規に四六〇〇万円計上されていることからも、めざす方向がうかがえる。

第一次答申では六年制中等学校とともに、「共通テスト」が「目玉」とされたが、新大学入試センターの整備等で五九億六〇〇万円が計上されている。これも国立学校設置法の改正が必要だが、事態を先行させていることは許せない。

次に義務教育諸学校の教職員定数改善については、「改善増」一万二〇五〇人、「自然減」一万二一〇〇人で計五〇人の減。改善増の内訳は、「四〇人学級」が五一〇〇人、「配置率改善」が六八五〇人である。ここには、「四〇人学級」の早期完結の意欲はうかがえない。また問題なのは、昨年に統いて「教材費」が一般財源化され計上されていないことである。

義務教育教科書は、四四一億六九〇〇万円が計上され、定価改訂（一・二%）が見込まれている。

臨調行革路線下で毎年大幅削減が続いている公立学校施設整備費は、今年も二ヶタの一〇・〇一%減の二九四五億八〇〇万円。そのうちの公立学校施設整備費補助金は、マイナス七・七四%の二六〇五億八〇〇万円で、事業量も四二一万六〇〇〇m²→三八三万七〇〇m²と切り込まれている。公立学校施設とともに大幅削減が続いている学校給食施設設備もマイナス一三・三六%で、五六億八八〇〇万円の減である。

また、理科教育及び産業教育についても、理科教育の振興はマイナス五・五三%，産業教育の振興はマイナス一一・三三%となつてゐる。

さて、数年来予算編成時に政治問題化する私学助成であるが、私立大学等への経常費補助は一・〇〇%増の二四六三億円となつていて、

これと人件費アップを考えれば実質マイナスであり、国公立と私立との格差是正、

父母負担の軽減のための経常費二分の一補助

のためには大幅な増額こそ必要とされる。な

お、私立学校等の経常費助成費補助は、マイ

ナス一・五三%の七三一億円である。高校進

学者のピークを迎へ、私立高校の役割が高ま

つてゐる現在問題である。

他方、国立大学の整備関係も問題である。大学入学者志願者急増対策は増額どころか、マイナス四〇・六一%の六億二〇〇〇万円に過ぎない。国立学校施設の整備もマイナス五・六%の一二六〇億九四〇〇万円である。

また看過できないのは毎年附属病院の予算が大幅に削減され続けていることであり、概算でも実に四二・二六%を削られている。これでは大学病院の公的責任はまったく果たせない。

このような状況の中で産・学協同の予算だけは別格である。「民間等の共同研究等の促進」は一四・一八%増の七八億六九〇〇万円、そのうち「共同研究」は、実に二三・〇六%、「受託研究」は一一・〇一%増。また、新規に「共同研究センター」設置の予算が計上されたのも注目される。

社会教育や文化関係の予算の大幅削減も臨調行革路線の大きな特徴であり、八七年概算も引き続き切り込まれている。

まず公立社会教育施設整備費は、なんと一四・二一%減の八〇億五三〇〇万円。これを行革前の八一年度予算の一六九億六五〇〇万円に比べれば、なんと四八%弱となつていて。いかに社会教育における臨調行革路線が冷酷に貫徹しているかが理解できよう。社会体育施設整備費も一〇・三四%マイナスの六四億四〇〇〇万円。これも八一年度の一九四億八

七〇〇万円に比べれば、たつたの三三%に落ちこんでいる。

また文化関係ではどうか。国立文化施設整備費はなんと削減率七七%、たつたの四六〇〇万円、八二年度の四三億五五〇〇万円に比

べ一・〇六%。地方文化施設等整備費は四億二八〇〇万円で、マイナス一五・〇八%。八二年度（二七億七六〇〇万円）比一五・四二%。これでは「文化の時代」は完全に霧消した、といわざるを得ない。

通商産業省関係

一、一九八七年度予算概算要求の基本的性格

一九八七年度通商産業省関係予算の概算要求は、きびしいマイナス・シーリングという概算要求基準のなかで、総額七四二五億円と、前年度の七八二二億円と比べて三九七億円の減額となり、対前年度比マイナス五%となっている。

エネルギー関係の特別会計概算要求のフレームでみても、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計は五八九二億円と対前年比一八七億円の減額となり、パーセントでは三・一%のマイナスとなっている。

また、中小企業対策予算でみても、一六七五億円と対前年度比では一・五%の増額となっているが、中小企業対策費の通産省計上分（一般会計）は一三八五億円と対前年度比マイ

ナス二・五%となつている。

一方、概算要求基準からはずれている財政投融資関係でみると、財投事業規模ベースで一兆〇六〇三億円と、対前年度計画比で六・三%の増額となつていて、この財政投融資計画のみが、通産省関係でただ一つの伸びをみせており、八六年度の伸び率は五・二%であつたのが今年度は六・三%と、伸び率もアップしている。

このように、通産省関係の予算は、一般会計はもとより、石特会計も含めて、すべてがマイナスとなり、融資である財政投融資計画のみが伸びており、現下の経済摩擦の回避や内需の拡大、そして産業構造の転換を一般会計による出動によつて達成するのではなく、財投という融資によつて、民間活力を側面から支援するという消極的な予算編成といえよう。

二、具体的な内容と問題点

八七年度概算要求にあたつて、通産省は、(1)国際的視点に立つた産業構造政策の推進、(2)活力ある国際経済社会の構築への貢献、(3)内外の環境変化に対応した中小企業施策の推進

(4)産業のニューフロンティアの拡大、(5)長期的観点に立つた資源エネルギー政策の推進

(6)快適でゆとりある国民生活の実現と国土の均衡ある発展の確保

以上の六点を重点政策とし、八七年度予算の性格付けを「創造的発展を目指す新たな経済・産業社会の構築に向けて」としている。

1 産業政策

わが国の経常收支黒字は、八五年度に五五一億ドルにも達し、国際経済の円滑な運営を損なつておらず、わが国産業構造が輸出依存から内需依存型への産業構造改革を推進しなければならないことは国民的課題となつてゐる。こうした要請のもとで、通産省も、第一の目玉として「国際的視点に立つた産業構造政策」をトップにもつてきてはいるが、予算をみれば、主要項目の合計だけでも一七億円と、対前年度でも一億六〇〇〇万円の増額でしかなく、いつたい一七億円で、どのように、わが国の産業構造を転換させるのか疑問とし

か言いようのない少額の予算である。

2 中小企業対策

昨年よりの円高により、直接の打撃を受けた中小企業に対して、どのような予算となつているのかと言うと、中小企業対策費は、一三八五億円と、対前年度比でも二・五%の減額となつております。マイナス・シーリングが始まつた八二年度予算と比べると、四二六億円の減額となつております。まさに二四%もマイナスとなつておる。中小企業対策費のうち、商工会・商工會議所をはじめとした、人件費補助の自然増を考えれば、八二年度からのマイナスは七%以上の減額といえよう。

このような大幅の減額で、よく中小企業団体が沈黙しつづけていると不思議に思うが、円高への対応力のない中小企業の多くは、これから倒産への危機が益々強まることとなる。

3 エネルギー対策

石炭や非鉄金属のように、円高により、産業自体の消滅の危機にある業界に対して、通産省は、まず石炭に対し、八七年度から始まる第八次石炭政策の策定を概算要求時でもしておらず、石炭政策について、まったくの当事者能力を喪失しているといつてもよい。非鉄金属についても、現状の経営安定化資金では、なんら現状を開するものとはなりえず、価格差補給金制度のような、欧州並の制度を迎えてるときだけに、連年の減額予算はわ

考へる必要がある。

また、円高・原油差益のある石油製品について、強力な値下げ指導をおこなうべきところを、市況の低迷などを理由として、価格の

農林水産省関係

〈農業関係予算〉

一九八七年（昭和六二年度）農林水産関係予算概算要求は、総額で三兆八五三億円、前年度予算より、一・八%、五七六億円の減額要求となつた。これは、七月の閣議で決定した六二年度予算の概算要求基準に沿つたもので、防衛費などの例外を除いて、一般事業費など経常経費は一〇%、公共事業費など投融資経費は五%の削減というマイナス・シーリング（基準枠）のなかで、一九八一年（昭和五八年度）いらい五年連続のマイナス要求となつてゐる。農林水産関係予算は、この五年間で五四九六億円の減額となり、一九八七年（六二年度）の減額と合計すると六〇〇〇億円余りの減額となつてゐる。農林水産等第一次産業がポスト第三期減反をはじめ、農畜産物の自由化圧力の高まりのなかで重要な時期を迎えてるときだけに、連年の減額予算はわ

下支えを図るような体质強化政策は、国民の理解をえられるようなものとはなりえないだ

ろう。

が国の農林水産業に重大な影響を与えるよう表のとおりだが、マイナス・シーリングのなかで前年度と同様に、公共事業費のうち災害復旧費を「必要な場合には補正で補てん」することを前提に一二二億円（前年比四八・四%）を削減し、また食糧管理費についても、ポスト三期減反の見通しが明確ではなく、米の作柄、需要の動向を見定める必要があるとし「仮置き」としているものの二三〇億円（前年比九六・一%、三・九%）の削減を行つてゐる。こうした削減財源をもとに昨年と同様に一般事業費は一兆一七二一億円（前年比九九・九%）を確保し、ほぼ前年みなとなつてゐる。しかし、農林漁業金融公庫補給金、農業者年金・農林年金など「当然増経費」が二〇〇億円以上あり、ほぼ前年みなの一般事業費といつても従来からの継続事業は大幅な削減を強いられることにならう。

農水省は一九八七年の施策の重点として、
①水田農業をはじめとする土地利用型農業の
体质強化、②需要の動向に応じた生産性の高
い農業の展開、③バイオテク先端技術などの開
発・普及と農林水産情報システムの開発・整
備、④活力あるむらづくり、⑤健康で豊かな
食生活の保障と農産物の価格安定、⑥食品產
業の振興と流通対策の推進、⑦国際協力の推
進と食糧の安全保障の確保、⑧農林漁業金融
の充実、⑨二一世紀に向けた森林・林業の施
策の充実——など、前年とほぼ似たような課
題をかけている。

とくに自民党政府の「価格政策より構
造政策」という課題については、予算面では、
一般公共事業費は二〇五億円（前年比一・五
%）の削減にとどめ、前年並みの要求とな
っているが、新規事業にとぼしく、七年連続
の据置きで単価上昇等を考えると農林水産関
係基盤整備事業は大幅に停滞することにな
る。

なかでも注目されるのはポスト第三期対策
をすすめる関連で「水田農業再編への条件整
備」として「水田農業確立排水対策特別事業」
（田畑輪換のための排水事業、全国一四〇カ
所）、また、新生産総合対策を組みかえた「地
域輪作農法確立対策事業」など転作の定着化
のための土地利用、作付体系の確立をねらい
としている。（新規一二〇億円）また転作水田

を活用して肉用牛の粗飼料を確保するための
「水田肉用牛等生産条件整備事業」（新規八億
円）、その他、普及事業、技術開発などを盛り
込んでいる。これらは、いずれもわが党が十
数年らい主張してきたもので、財政難とはい
え余りにも予算額が少なく、転作の定着化の
ためにはほど遠いものである。

2、概算要求では前年比二三〇億円、三・
九%削減に仮置きされている食糧管理費だ
が、農水省ではすでにポスト三期対策の骨格
として、①転作規模は二〇%増の七三万ヘク
タールとする、②対策期間は一〇年間、③獎
励金は平均で二五%の縮減、④転作作物に地
力増進作物を加える、⑤市街化区域内水田に
重点配分する——などの方針を決めており、
転作規模の拡大により、奨励金の削減の方向
が明確になってきている。しかし、米の過剰
対策として減反政策がとられてから十数年が
経過したが、麦・大豆・野菜への転作作物が
定着したのはわずかに二〇~二五%（農協調
べ）でしかなく、転作がいかに困難であるか、
この数字が物語っている。それだけに転作の
条件整備のためには国の積極的な財政投資に
よる田畠輪換のための土地改良事業の積極的
な推進、エサ米など他用途米の利用・開発を
すすめるなど水田の積極的利用による農業生
産力の強化をはからなければならない。一九

八四年七月、国会において「米の安全と安定

供給に関する決議」により、減反政策の抜本
的見直し、備蓄制度の確立が全会一致で可決
された。それだけに仮置きとはいえ、食管制
度の解体につながるポスト三期減反による米
政策は生産者・消費者にも納得を得られない
ものとなる。

3、構造政策とならんで一般事業費のなか
で重点化されているのがバイオテクノロジー
先端技術など開発・普及関係予算である。六
一年度のように倍増などというものではない
が、「植物DNAの塩基配列解明研究費」（一
億円）「生物系特定産業技術研究機構の行う民
間研究の強化」（融資五〇億円）「遺伝資源情
報の収集・管理の充実・強化」（四億九〇〇〇
万円）など積極面がうかがえるが、しかし、
民間技術の開発・研究の促進、同時に減反で
遊休地化している水田の積極的活用と米の多
用途利用のための超多収穫米の研究・開発が
積極的にすすめられなければならない。また、
バイオテク等の先端技術が企業等の独占的技術
にすることなく、広く公開されるような措置
がとられるようにしなければならない。

4、現在、地域経済の活性化のかけ声のも
とに「地域産業おこし・一村一品運動」が全
国的に盛り上がりつつあるが、原材料の供給と
ともに、その流通・販路に行詰つているところ
が多い。したがつて全国の自治体から情報
ネットワークの整備に関する要望が強く、六

二年度には「ふるさと食品情報事業」(六〇〇〇万円)の芽を出したものの、三全総をはじめ過疎対策として地域経済の活性化——雇用の拡大対策を求めていくとするなら生産対策から販売までの情報を提供し一村一品運動をはじめ地域経済の活性化に積極的に取組む必要があろう。

〈水産関係予算〉

予算要求の大きな項目は、①漁業生産基盤の整備、②わが国周辺水域の漁業振興、③水産業経営対策の強化、④水産物の消費・価格及び流通加工対策、⑤資源開発・海外漁場の確保など前年度と同じ項目となっている。沿岸漁業振興対策などわが国の二〇〇カイリ水域での漁業振興対策も盛り込まれているものの、公共事業費の削減の影響を受け依然として基本的な課題への解決には迫っていない。

まず、漁業生産基盤の整備費のなかでも、遊漁と漁船のトラブル解消のために漁港利用調整事業として二億五〇〇〇万円、国際漁業規制により特定地域での沿岸漁業の開発調査費として六〇〇〇万円などいずれも公共事業としてとりくまれている。また、二百海里開発の展開として四億一〇〇〇万円の増額を見込み、技術開発を含めた対応策を打ち出していることは評価できる。とくに沖合漁場造成調査、漁村高齢者活力促進事業など時代に対

応したものといえよう。また、漁業就労転換促進事業など減船離職者の増加にともなう対策として打ち出されているが、減船対策の不充分さを補うには余りにも微々たるものといえよう。

政府・自民党の漁業対策としての基本は「臨時行革」による「民間活力」の活用による安上がり政策でしかも、二三百海里時代に向けての漁場開拓を含めた積極的な構造対策の必要性が迫られ、そのための共同生産組織の確立などの視点が欠けていたり概算要求といわなければならない。

〈林業関係予算〉

日本民族の生存にとって欠かすことのできない森林・林業は長期にわたる木材需要の不振と三分の二に及ぶ外材輸入によつて木材価格の下落・低迷が続いていたが、昨年の木製品の関税引き下げ、昨年秋以来の急激な円高・ドル安はわが国森林・林業に決定的な打撃を与えていた。

したがつて、森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の再建について、財政措置を含めた抜本的の施策が急務となつてゐる。

一九八七年(昭和六二年度)の概算要求は森林・林業の活性化にはほど遠く、社会党は次のような予算要求を基本として迫つてい

一、国産材振興対策——公共施設の建築にあたっては国産材を使用を義務づけ、国の助成を行うこと。また、個人住宅建築にあたり、国産材を使用した場合は、低利融資、返済

1987年農林水産関係予算概算要求 (単位:億円)

区分	61年度予算額	62年度概算要求額	対前年度比%
農林水産予算額	31,429	30,853	98.2
(内訳)			
1. 公共事業費	13,746	13,416	97.6
一般公共事業費	13,509	13,301	98.5
災害復旧等	237	115	48.4
2. 一般事業費	11,721	11,705	99.9
3. 食糧管理費	5,962	5,732	96.1

期間の延長、住宅減税を行うこと。

二、「昨年策定・実施」した「森林・林業・林

産業活性化五ヶ年計画」の見直しを行なは
か、民有林に対する助成額の改善、融資内
容の改善を図ること。

三、緊急間伐を必要とする民有林について三
ヶ年計画で完了するよう助成措置をとること。

四、林業労働力確保及び後継者づくりのため、
林業労働法を制定し、国有林並の雇用・労

働条件・安全作業を保障すること

五、国有林野事業再建のために①国有林面

積の六・二%を占める保安林等の経営管理など公的機能發揮のための事業と関連業務に必要な費用は一般会計から繰入れること。
②借入金については、民有林に準じて三・五%を上回る利子については一般会計負担とし、償還期間についても据置期間を二十五年に、償還期間を三五年に延長することとし、既借入分についても適用すること。

建設省・国土庁関係

一、建設省概算要求の特徴

一九八七年度建設省概算要求額は、事業費が一兆三四〇三億円（八六年度当初予算費一・〇五倍）、国費が四兆二三〇〇億円（〇・九八倍）、財投が七兆四九六八億円（一・一一倍）となっている。

建設省概算要求の中でも最も金額の大きい道路整備費を見ると、事業費五兆四四一〇億円（一・〇三倍）、国費一兆一三七九億円（一・〇〇倍）、財投二兆二五三〇億円（一・三倍）となっているが、これは第九次道路整備五年計画（八三～八七年度）の最終年度に当た

る。当該計画の進捗状況だが、四年目までで

進捗率七一・三%、概算要求がすべて充たさ

れた場合、最終進捗率は九〇・六%が見込まれるなど、比較的良好な進捗状況となつてい

るが、ただし、地方単独事業（地方道）の進捗が（四年目で七〇・四%、概算要求充足時の最終進捗率八六・九%）相対的に遅れて

いる。地方単独事業を含め、土地区画整理、都市再開発の促進と連携しつつ、生活道路の整備を促進する必要があるが、今回の概算要求でも地方道、とりわけ市町村道の予算が抑制されている。住宅対策費は、事業費六兆七四六億円（一・

一一倍）、国費七五〇八億円（〇・九九倍）、財投五兆一七二三億円（一・一〇倍）である。

公営住宅（地域特別賃貸住宅及び改良住宅を含む）は、戸数が五万四〇〇〇戸、公庫住宅は五一万戸、公團住宅は二万五〇〇〇戸であり、いずれも大枠では対前年度当初予算における戸数と同数である。ただし、細目では若干の変化があり、公庫では「住宅改良」の戸数が一万戸削減され六万三〇〇〇戸となり、その反面、個人住宅が七〇〇〇戸、賃貸住宅が三〇〇〇戸増えており、「内需拡大」の声の中で住宅改良を含めた国民のニーズにキメ細かくこたえようとする姿勢が薄れてい

る。公團住宅では「分譲」が五〇〇戸減らされ、その分「賃貸」が五〇〇戸増やされるが、この点は賢明な方策と思われる。この他、下水道は、国費で公共下水道四三四三億円（〇・九七倍）、流域下水道一六〇六億円（一・〇〇倍）となつており、環境破壊、不當な民託化、人員削減につながる下水汚泥広域処理事業（ACEプラン）の事業費は、国費で対前年度予算比四・六一倍に伸ばされている。公園事業は事業費二〇三億円（一・〇一倍）、国費八七三六億円（〇・九九倍）となつているが、「国営公園」の増加（事業費一八九億円で一・一八倍、国費一五〇億円で一・一二倍）に対し、「公園事業費補助」（事業費一

で〇・九五倍）は、「住区基幹公園」など各項目が軒並み削減となつておおり、身近な公園に対する国民のニーズが軽視されている。

二、建設省所管個別課題における特徴

1 水源水利税を想定した「治水特別会計」

河川局は第七次治水事業五箇年計画（案）

（一九八七年度～一九九二年度）を策定し、「治水事業を計画的かつ強力に推進するため、昭和六二年度収入として国費二五〇億円を治水特別会計に直入する」としている。この治水特別会計や治水特定財源は、税制改正要求の中で扱われている、水道用水等へ課税して治水事業費の財源とする構想（森林・河川緊急整備税または水源水利税）を想定している。森林・河川緊急整備税の内容は次の通りである。

ア、課税対象：水道用水、工業用水、発電用水

水等

イ、税率：水道用水、工業用水一m³当たり〇・九リットル・五円

発電用水一kW H当たり〇・九

円

ウ、使途：河川の改修・浄化等、ダム・流況調整河川等の整備等、砂防設備等

の整備、荒廃林地の復旧等奥地水

源林の整備

エ、税収：初年度約六〇〇億円（うち建設省

分国費約二五〇億円）平年度約一
二〇〇億円（同約五〇〇億円）

オ、地方譲与：河川及び森林の整備に充てるため、税収の四分の一程度を地方に譲与

カ、十年間の时限措置

わが党は昨年、これと類似の構想（水源税導入と流水占用料制度）に対し反対の態度で臨んだが、今回も、昨年の対応と整合性のある態度で臨んでいきたいと考えている。

2 一定の評価に値する克雪対策、高齢者・障害者対策など

克雪対策、高齢者・障害者対策、木造住宅対策などには、問題を含みつつ、一定の評価に値するものがある。

ア、克雪対策

克雪対策として、①積雪地帯におけるまちづくりのモデル計画の策定の促進、②流雪溝の面的整備など、積雪地帯における冬期の都市機能の向上と居住環境の改善のための事業、③雪崩対策事業の推進、緊急雪崩対策事業の創設、総合的雪崩対策指針の策定、道路における雪崩対策の重点化、④克雪対策に対する減税措置の拡充、克雪住宅の集団的な建設、改修に対する助成制度の創設があげられており、雪崩対策事業費が一億四六〇〇万円（三・五四倍）というようすに予算的裏付けもあり、これらは一定の評価に値するが、克雪

対策と地方財政とのかかわりなど、もう一段の掘り下げが必要である。

イ、高齢化社会への対応と障害者対策の推進高齢者、障害者に配慮した住宅・都市構造を追求する必要性は、わが党が選挙政策の中でも特に強調したところであるが、今回、初めて、「重点政策」の中に「高齢化社会への対応と障害者対策の推進」が項目として加えられた。具体的には、①高齢者の生活特性に配慮した住宅及びサービスの供給を促進するため、福祉施策との適切な連携の下に住宅団地の建設を行うシルバーハウジング・プロジェクトの創設、②建築物における日常安全性の確保のための、高齢者等に配慮した建築設計の指針の策定、障害者の利用を考慮した建築設計基準の普及、③高齢者、障害者等に配慮した幅の広い歩道の整備、歩道の段差切り下げの実施、などがあげられている。こういったものを「重点政策」に加えるようになつたことは率直に評価したいところだが、それらの政策を具体化する過程では必ずそれらの政策が行政的な押しつけにならないよう、高齢者や障害者の意見を十分に聴くこと。老人保健法改悪などに象徴される福祉の後退を「民間活力」で補うようなものとしないことが必要である。

ウ、木造住宅対策の推進

地域優良木造住宅の戸数の倍増、ウッドタ

昭和62年度 建設省関係予算概算要求事業費・国費総括表

建設省
(単位:百万円)

事項	事業費			国費			摘要
	62年度要求額 (A)	前年度予算額 (B)	倍率 (A/B)	62年度要求額 (C)	前年度予算額 (D)	倍率 (C/D)	
道 路 整 備	5,441,028	5,302,308	1.03	(2,137,926)(2,136,234)	(1,749,490)(1,787,568)	(1.00)(0.98)	1. 本表は、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁計上の建設省関係分を含む。
一 有 山 治	3,274,706	3,279,412	1.00	—	—	—	2. 国費の上段()書は、特別会計国費(一般会計国費のほか、特定財源直入分、前年度剰余金等を含む。)である。
水 料	2,166,322	2,022,896	1.07	—	—	—	
水 岸 等	1,494,271	1,474,094	1.01	851,461	863,795	0.99	
都 海 急 傾 斜 地	1,389,843	1,370,575	1.01	(819,543)(794,543)	(808,747)(807,547)	(0.91)(0.98)	
市 計	4,4853	4,5058	1.00	2,691	2,6857	1.00	
公 下 水 市 街 地 再 開 發 等	5,9575	5,8461	1.02	2,9927	2,9391	1.02	
住 宅	1,527,462	1,476,957	1.03	7,658,39	7,76,444	0.99	
一 般 公 共 事 業 計	2,203,26	2,192,29	1.01	87,364	88,693	0.99	
[除く住宅金融公庫]	[9,855,701]	[9,651,109]	[1.02]	(4,530,986)(4,117,550)	(4,534,384)(4,184,518)	(1.00)(0.98)	
災 害 関 係	5,063	8,1705	0.67	3,6198	6,2561	0.58	
公 共 事 業 関 係 計	14,592,407	13,829,344	1.06	4,153,748	4,247,079	0.98	
宅 官 建 設 行 政 経 費	658,810	669,900	0.98	1,781	1,790	0.99	
地 庁 延 繕 費	3,2812	2,8463	1.15	2,0713	2,1018	0.99	
合 計	747,884	751,567	1.00	7,6225	7,4371	1.02	
合 計	15,340,291	14,580,911	1.05	4,229,973	4,321,450	0.98	

第7次治水事業五箇年計画(案)(昭和62年度～昭和66年度)

(単位:億円)

区分	第6次五箇年計画			第7次五箇年計画	倍率 (B)/(A)
	計画額(A)	昭和57～61年度実施額	累計進捗率		
治水事業	82,500	65,102	78.9%	120,500	1.46
・安全で活力ある国土基盤の形成	73,518	57,652	78.4	105,850	1.44
激甚な災害対応	(12,280)	(15,117)	(123.1)	(21,500)	(1.75)
多目的ダム等による水資源の開発	(16,793)	(12,885)	(76.7)	(25,000)	(1.49)
うるおいとふれあいのある水辺環境の形成	4,942	3,653	73.9	8,250	1.67
維持・管理等	4,040	3,797	94.0	6,400	1.58
地方単独・災害関連事業等	19,600	—	—	20,500	1.05
調整費	9,900	—	—	—	—
治水投資計	112,000	—	—	141,000	1.26

- 注 1. 第6次五箇年計画の実施額は、57年度～60年度は補正及び調整費等を含み、61年度は当初予算額である。
 2. []は、第7次五箇年計画と同じ区分で第6次五箇年計画を再整理したものである。
 3. 激甚な災害対応の()書は、国土基盤の形成金額の内数である。
 4. 水資源の開発の()書は、国土基盤の形成及び水辺環境の形成金額の内数である。

ウンプロジェクトの創設など、中小建築業及び木材産業振興に役立つ事業がある。これらについては、林業、木材産業の将来ビジョンをどうするか、といった視点からバランス良く位置付けていくことが必要である。

三、国土庁概算要求の特徴

一九八七年度国土庁概算要求額は、公共事業関係費が二〇三三億九六〇〇万円(〇・九八倍)、行政部費が二七〇億五〇〇〇万円(〇・九九倍)となっている。項目別に見ると、伸び率では行政部費の中の「災害対策の推進」が対前年度予算比一・〇六倍と目立っているが、これは賢明な方策と言える。ただし、絶対額は九〇億円代とまだ低いので、さらに重点的な予算配分を望みたい。災害対策の中では「土砂対策の推進等」が対前年度予算比二・〇〇倍と突出している。これは、「土砂災害対策」が四〇〇万円から五〇〇万円になり、これに新規の「雪崩災害対策」(三〇〇万円)が加わったためである。災害対策と逆に納得が行かないのは、「土地狂乱の再燃」といった地価情勢をかえりみない土地対策費(総合的土地対策の推進)の対前年度予算比二%の削減(一三二億五五〇〇万円)である。中でも、「国土利用計画法的確な運用」という項目では、東京都心部等における最近の地価高騰に対処するため、小規模な投機的土地取

引の抑制に必要な対策の推進、土地取引の監視システムの改善に努める」とあるが、二六億五三〇〇万円（〇・九八倍）という予算でそれが可能とは思えない。だろうか。また、「国土計画の推進」の中に、「第四次全国総合開発計画の普及」という項目があるが、今秋に完成の予定だった四全総が中曾根首相はじきの指示で来春以降に伸ばされてしまったが、首都圏における地価高騰の元凶となつている人口、産業の東京一極集中を抑制し、中枢監理機能の分散するためには実行可能なプランを立てることが特に必要である。

四、新しい住宅減税案

建設省の税制改正要求の中で四種類の住宅減税案が出されており、その内、ユーヤーに直接的にかかわるのは次の三つである。

- 1、住宅取得促進税制の改善
- ① 控除率（現行1%）を2%に引き上げる。
- ② 控除期間（現行三年）を五年に延長する。
- ③ 適用対象に次の場合を追加する。
 - (イ) 住宅の取得に伴い一定の住宅用土地を取得した場合
 - (ロ) 一定の増改築工事を行った場合（ただし、控除期間は三年とする。）
 - (ハ) 一定の複合居住用住宅（仮称）を取得了した場合

国鉄の分割民営化を強引に進める中曾根政府は、その初年度となる来年度予算をどのように編成するかについては、各方面から注目されているが、結論からすると、シーリングと国鉄関係予算の相当部分が、「未定」ということで、一般会計予算は、六一年度一兆一五二億円が六六五五億円となつており、前年比六五・六%という激減となつている。

そこでこのたび示された概算要求についてその特徴を見てみると、例えば先づ財投においては、全体として前年は一兆九九四一億円が来年度は一兆九二五六億円と横ばいであるが、新東京国際空港と関西新空港等の航空関係が大幅増（両公団で二五〇億円増）となつ

運輸省関係

- (④) 所得用件（現行合計所得金額一〇〇〇万円以下）を給与所得者粗収入ベースで一五〇〇万円に引き上げる。
- (⑤) 控除対象となる借入金等の範囲に賦払債務の承継の場合の残債務を追加する。

2、不動産取得税の改善
新築住宅及び既存住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例措置の控除額（現行、新築四五〇万円、既存は新築時期に応じ

て有効なものとなると考えられる。

た控除額）を当該住宅の床面積の一〇〇m²までに相当する価格とする。

3、固定資産税の改善

固定資産税の減額措置との対象と床面積（現行一〇〇m²）を一二〇m²に引き上げる。住宅減税も必要だが、公団住宅の建て替え後の家賃の抑制などの公共住宅政策とバランスのとれた対応を行つてこそ住宅減税もはじめ

て有効なものとなると考えられる。

ている。そして分割・民営化される国鉄については、新たにつくられる清算事業団分として一兆五〇〇億円計上され、さらに新幹線保有機構に二五〇五億円、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社、日本鉄道建設公団に二〇二一億円が計上されるなどこれまでの国鉄時代の借金体質が何も変わっていない。

そして、国民の生活に直結する「公共交通確保」のための財政措置についてみれば、鉄道について言えば、これまで地域住民が懸命に存続運動を続けてきている国鉄の地方交通線については、その廃止のための予算が前年度より約九億円増額され一五億円以上も計上

資料：昭和62年度予算概算要求における財政措置

(1) 旅客・貨物会社 (単位：億円)

	62年度	前年度
① 一般会計予算		
○鉄道軌道整備費等補助金(踏切補助)	9.9	(11.61)
○鉄道防災事業費補助金	85.6	(87.75)
○整備新幹線建設調査費補助金	未定	(14.00)
○整備新幹線建設費補助金	未定	(0)
計	95.5	(113.36)

② 財政投融資 2,916

財政投融資会社別内訳

区分	旅客会社			貨物会社	計
	東日本	東海	西日本		
政府保証債	1,092	188	354	20	1,654
政府金融	649	317	276	20	1,262
機関融資					
計	1,741	505	630	40	2,916

(2) 保有機構 (単位：億円)

① 財政投融資	2,505
② 資金計画	

収入	支出
新幹線貸付料 7,117	償還・利子 1,0369
財政投融資 2,505	(うち清算事業団への支払分 2,326)
市中借入等 1,073	東北新幹線建設費(東京-上野) 150
	管理費等 176
計 10,695	10,695

(3) 清算事業団 (単位：億円)

① 一般会計予算	62年度	前年度
○特定地方交通線交付金	241	(45.8)
○補助金	未定	-
② 財政投融資		10,500

されるなど引き続き強制的な廃止を迫つていることが示されている。
また、地方バスについては、①生活路線維持費補助金として、第二種(乗車密度一五人未満)七八億円、車輌購入費補助九億円、第三種生活路線(乗車密度五人未満)運行費補

助金一億六〇〇〇万円と併せて約八九億円、②廃止路線代替車両購入費等補助金約一〇億円、計約九九億円であり、前年比約一億円の微増となつていて。一方、都市交通については、地下高速鉄道網及びニュータウン鉄道の整備促進のために

四四二億円(ほぼ前年並)が一般会計において、また、財投から五三七億円(前年比一八七%)、都市鉄道の整備促進に財投から九五二億円(前年比一二七%)、バス交通の活性化対策として三億七〇〇〇万円(前年比約一四五%)と財投を中心大幅増となつていて。

(3) 資金計画

取	入	支	出
保有機器収入	2,326	償還・利子	1,5,968
土地売却収入	3,000	雇用対策費	3,729
雑収入	643	年金等負担金	5,955
特定地方交通線交付金	241	売却用地基盤整備費	496
小計	6,210	特定地方交通線	
		転換促進費	241
補助金	未定	管理費等	1,914
財政投融資	10,500		
民間借入金等	未定		
計	28,303	計	28,303

資料)『昭和62年度予算概算要求』運輸省より作成。

これであきらかなように、旅客・貨物会社において「未定」部分、清算事業団の補助金、民間借入金等の「未定」など概算要求の段階で担当省である運輸省の方針すらも決つていなのが現状である。

また、この資料から例年、国鉄関係予算としては、鉄建公団や本四架橋公団の鉄道分を除いてほぼ一本化していたものが、旅客、貨物、新幹線保有機構、清算事業団へとそれぞれ分けて財政措置を講ずるということになるわけである。

そこで旅客鉄道会社に対しても、一般会計からは鉄道軌道整備費等補助金については前年比一億七〇〇〇万円減の九億九〇〇〇万円、鉄道防災事業費補助で前年比二億円減の八五億六〇〇〇万円となっている。そして今日進めている分割・民営化を核とする「改革」とは政策的に矛盾する整備新幹線の建設調査費補助金、整備新幹線建設費補助金については、未定として、当面を糊塗し、政治的に結着をつけることを予定している。

また、最大の問題である、国鉄の債務の大半を引き継ぎ、国民負担として将来にわたって返済する業務を受け持つ清算事業団に対する財政措置は、資金計画でのバランスシートは作成されているものの、政府からの補助金と民間借入金について、それぞれ「未定」となつておらず、双方合計すると五三八三億分

そして、離島航路の維持については、「離島航路整備法」に基づいて助成すべきものとして指定された航路に対する欠損補助は、三三億で前年より約一億七〇〇〇万円減(マイナス四%)となっている。

なお、分割・民営化される国鉄関係予算についてであるが、その内容についてみると参考資料のとおりである。

の巨額な資金が不明となつてゐる。また、この中ではさらに財投から一兆五〇〇億円が收入として予定されていることからもあきらかのように、この事業団の性格は、まさに、現行の「破算状態」と言われる国鉄財政が、そのまま清算事業団に移りかわるだけで、国鉄の再建とは名ばかりで、何のための改革か、きわめてわかりにくく、かつ、不当なものとなつてゐるのである。

つまり、運輸省予算の半分以上を占める国鉄関係分について、「行革の目玉」として、施行しようとしながら、財政措置については政府部内で殆んど何も調整が困難なことを証明している。そしてまた、現段階で無理に計上しようとすれば、「国鉄の改革」という大義名分で、分割・民営化を進めることが、国民にとっては、結局は何の負担の軽減にもつながらず、しかも、現在の赤字体质の国鉄が、名前を「清算事業団」と変つただけで、今後永久的に続くということをこの時期——関係諸法案の審議中——では明らかにしないことが得策と判断したのか、いずれにしても国民不在の「欠陥予算要求」である。

郵政省関係

日本社会党政策審議会・通信部会

社会に向けて重要な時期を迎えている現在、これでは将来に禍根を残すことになる。防衛府を除く各省庁に対する予算要求限度の設定というマイナス・シーリング方式による欠陥は、ここにも大きな問題を顕在化させている。

郵政省は、郵政三事業や電気通信、電波、放送など重要施策をもりこんだ一九八七年度

予算の概算要求（一般会計、郵政事業特別会計）をとりまとめ、今後この概算要求をもとに、国会審議等を通じて本格的な編成作業が続けられる。

すでに社会党は、郵便貯金制度の根幹である小額貯蓄非課税制度を堅持し、さらに強化することや、郵便貯金資金の郵政省による自主運用の問題、高度情報化社会に向けた電気通信、電波、放送行政の充実を主張してきている。これら社会党が主張する考え方と、郵政省の概算要求の方向とは大筋においてほぼ一致しており、社会党は引き続き臨時国会での審議、郵政大臣に対する申し入れ等、あらゆる機会をとらえて郵政省関連予算が「守り」でなく「攻め」の編成作業となるよう、強く働きかけていくことにしている。

以下、郵政省の概算要求の主な内容と、重要施策に関連する二、三の重要な問題について社会党の見解を明らかにしておきたい。

概算要求の主な項目をみると、郵政省本省九五億五〇〇万円（対前年比三・八%増）、電気通信管理費二三億一五〇〇万円（同一二・七%増）、電気通信管理施設費五七〇〇万円（同〇%）、電波研究所三五億四九〇〇万円（同〇・一%減）、電波研究所施設費（同一二・七%減）、地方電気通信管理局八七億九九〇〇億円（同〇・六%減）である。

しかも、これら二四六億二六〇〇万円のうち一八四億五〇〇万円（七四・九%）が人件費であり、政策面に使える予算は約六〇億円に過ぎない。後に述べるように高度情報化

I 概算要求の内容

(1) 一般会計

一般会計の要求額は二四六億二六〇〇万円で、八六年度当初予算比一・九%の増加である。全省庁の概算要求額三二兆円（国債の利

払いや償還費を除く）に占める郵政省の概算要求額はわずか〇・一%未満で、宮内庁、会計検査院に次いで規模の少ないものとなつている。

歳入は、郵便料金や為替手数料など業務収入一兆三二二一億円（同四・七%増）、郵便貯金など受託業務収入一兆二一七三億円（同六・一%増）、建設財源、業務運営費として簡保特別会計からの借入金など資本収入三四五〇億円（同三五・六%増）から組まれている。

他方、歳出の主なものをみると、業務費二兆六〇九三億円（同五・九%増）、郵便局舎その他施設費一七〇七億円（同三六・三%増）、借入金償還費一七〇七億円（同一九・九%増）となつてている。郵便局舎等施設の整備および機械化の進展みると――。普通局三六、特定局七〇のための整備費一五三億円、また普通局二二、特定局六〇の土地購入費一五一億円が計上されている。機械化の推進では、八六年度から第二次オンライン化が始まることか

ら大型コンピュータ一台、小型コンピュータ六台、ATM（現金自動投入金機）一一一台、CD（現金自動支払機）一〇〇〇台、郵便物区分機一六台、新型窓口端末機器三八二台、簡保端末機器六六四台など、五九九億円（同九一%増）となつてゐる。

さらに、郵便事業の競争化が進むなか、郵便の需要拡大と郵便ネットワークの拡大を図る（小包み郵便の追跡システム）や、ふるさと小包、手紙の普及宣伝など、九八億円（一二・五%増）となつてゐる。

II 重要な問題点

（1）政府予算、わずか六一・八億円

一般会計の政策面で使える予算は、概算要求額が認められたとしてもわずか六一億八〇〇〇万円——ITU（国際電気通信連合）等分担金七億七〇〇〇万円、NHK交付金一二億四〇〇〇万円、宇宙開発・ニューメディア九億一〇〇〇万円、経常事務費等三二億二〇〇〇万円——である。これを八〇年度予算と比べてみると——ITU等分担金一億円、N HK交付金九億四〇〇〇万円、宇宙開発・ニューメディア一一億二〇〇〇万円、経常事務三七億八〇〇〇万円——である。

この数字の減少は、高度情報化ニーズの高まりと同時に財政危機が重なり合つたこと、そして八二年度のゼロ・シーリング、八三年

度から始まつたマイナス・シーリングの結果といえるが、郵政省の先見性の無さは強く批判されなければならない。

郵政省が「二一世紀に向けた高度情報化を推進する」というニューメディア、先端技術の開発・振興のための要求額は八三〇〇万円（同五七〇〇万円減）である。このなかで全国五三ヵ所のテレトピア、またテレコムプラザ、国際間データ通信言語システム、競争下の電気通信料金の在り方、高齢化社会と通信の在り方など、数多くの課題をあげているが、いずれも（私的諮問機関）の研究報告的なものにとどまるものでしかないようと思われる。

また、国際協調、国際協力の推進のため五九〇〇万円（同一一〇〇万円減）。放送関係は、一五億二二〇〇万円（同二億三二〇〇万円増）であるがNHKの国際放送交付金一四億九〇〇万円を除くと、これもわずか三三〇〇万円となつてしまふ。電波資源の開発と利用の促進として五六〇〇万円（同七〇〇万円減）、宇宙通信政策の推進として六億二〇〇〇万円（同四八〇〇万円減）がある。

郵政省は、一般会計の（政府予算）の少なさを財政投融資や税制の優遇策によつて第一種・第二種電気通信事業、通信衛生、CAT V、ニューメディア関連設備など、（民間活力）をテコにその育成を図る考えでいるが、問題は多い。例えば、財政投融資は、八五年度実

績で三五億円、八六年度もまだ具体化していない件数が少ない。とすれば八七年度の財政投融資ワク八二一億円を要求していることに実際どれほどの効果が期待されるのか疑問は多い。またNTT株式の配当益を当てた「基盤技術促進研究センター」の二九〇億円の使われ方についても、注目しておく必要がある。

（2）小額貯蓄非課税制度の強化とニーズに沿った商品開発を

三〇〇万円を限度とする郵便貯金の非課税制度について、社会党は今後ともこの制度の堅持を強く主張していく。郵政省もこの問題については、社会党の考え方とまったく同じ立場にある。しかし、中曾根首相や政府税調は「老人家族など弱者へ何らかの配慮して」制度そのものを廢止する方向に動いており、年末に向け最大の争点になるものとみられよう。

したがつて、社会党は引き続き小額貯蓄非課税制度の廃止は、国民すべてを対象にした新たな税金の導入であること、これに国民の大多数が反対していること、などをあげて政府・自民党に「堅持と強化」を迫つていく。また、概算要求のなかで出されているヘルバープラン貯金の創設は、前々から社会党がその実現を強く迫つてきた課題である。また、高齢化社会の到来、しかも、行政改革の名のもとに福祉、医療、年金など切り捨てが進む

なか、切実な国民の自助努力に対し、国が果たすべき役割をいまこそ積極的にさせていかなければならない。

(3) 郵便貯金資金の自主運用の実現を

郵政省が概算要求で要求している郵便貯金資金の「公共債等への運用」三兆五〇〇億円、「国債販売の再開」、「国債販売額一兆円」や簡

保・年金の改善、充実をめざした資金運用制度の改善（運用対象の多様化）について社会党は賛成であり、ぜひともハ七年度予算で実現させるべきである。と同時に社会党は地域の活性化に寄与していくためにも郵便貯金資金の地域還流の実現に對して積極的に取り組むことを主張している。

科学技術庁関係

頑迷固陋なるわが科学技術庁は、チエルノブイリ事故が起つた後でも、従来の方針を少しも変えようとしていない。

デンマークやスウェーデンやアメリカのかねてからの動向は今さら言うまでもないが、チエルノブイリ事故以後、世界的に原発の見直しに拍車がかけられているのは、紙誌上に紹介されている通りである。

オーストリアでは、一九七八年に完成して

いるツベンテンドルフ原発を解体撤去することになり、ユーゴスラビアでは、ブレブルカ原発の建設中止を決定し、オランダでは、世論調査で国民の七〇%が原発建設に反対と分つて、増設計画を放棄し、フィリピンのコリ・アキノ大統領は、バターン半島に建設中の完成間際の原発を凍結した。

西ドイツでは、SPDが新綱領案の中で、今までのパート・ゴーテスベルク綱領とまったく異なり、原子力の軍事利用のみならず和平利用を真向から否定するところとなり、連邦政府の保守与党FDPもこれまでの原発全面推進を方向転換し、見直しを決定した。

日本でも、新聞社の世論調査によると、原発に反対の人々が賛成の人々よりずっと多くなっている。

幌延に劣らず地質が悪く、地下水位が高く、透水性が大きく、近くに活断層の横たわる六ヶ所村には、パイロットプラントでさえまともに稼動できない再処理工場が大幅にスケールアップされて建設されようとしており、また低レベル廃棄物は大量に埋設処分されようとしている。いずれも言語道断な行為であるというほかはない。

宇宙開発予算もふえて一〇〇〇億円近くなったが、「H-IIロケットの開発」、「技術試験

もなっている。電源開発促進対策特別会計九七八億円の大部分も原発関連である。

原子力船「むつ」に対する捨て金（八八億円）については、もはや論ずるまでもない。

チエルノブイリ型炉とほぼ同型の「新型転換炉」（同じくチャネル型であり、減速材として黒鉛のかわりに重水を使用）さえ、中止することなく、「ふげん」の次に、大間に大型炉をつくる計画をそのまま進めている。

これらのウラン炉よりさらにはるかに危険性の高い「高速増殖炉」（「もんじゅ」）についても、見直すこともなく建設を強行しつつある。

国会での約束答弁や不文律を破つて、幌延では道知事や隣接町村の意志もふみにじり、高レベル廃棄物やTRU（超ウラン元素）廃棄物の貯蔵・処分場をつくるための現地調査を強行している。

衛星の開発、「地球資源衛星一号」の開発、「宇宙ステーション計画参加」等々が、中曾根首相のもとSDIをはじめとした軍事目的に利用されないという保障は少しもない。

通信衛星「さくら2号」の自衛隊へのあけ

わたしで開かれた軍事利用への門戸は、ついにSDIへの協力にまで拡大されつつあるのである。これを中止させるのも重大な任務となつてゐる。

環境庁関係

一、中曾根行革下の環境行政の縮小

環境庁の七八年度予算概算要求は、総額で四七一億六〇一五万円の対前年度予算比、一五・九%の大増となつてゐる。

政府は七月に、八七年度各省庁予算編成方針を決定し、それは来年度もひきつづいて、マイナス・シーリングを堅持するというものであつた。この基本方針からすると、環境庁の予算概算要求対前年度予算比、一五・九%増は異様にうつる。しかしこれは、公害健康被害補償制度とのカラミで表面上、予算要求総額が増えたに過ぎない。公害健康被害補償協会の留保分が底をつき、充当財源がなくなつたことから、シーリング枠外化を環境庁が要求し、この主張を大蔵省が理解を示し、その結果対前年度比で表面上は大幅増になつたものの、概算要求額から公健法関係経費を差

し引いた場合は、むしろ対前年度予算比でマイナス三・九%となる。

五年連続してのマイナス予算が確定したことにより、中曾根行革下における環境行政の縮小と後退は既定路線化した觀がある。

二、八七年度環境庁予算概算要求の基本的骨格

(1) 七つの重点課題

予算概算要求は次のような七つのテーマをもつて構成されている。

第一は、「新たな環境行政の積極的な展開」(四一億九〇〇〇万円、対前年度予算比二・二%増)で、①先端技術と環境保全施策、②環境資源の計画的管理、③環境保全事業の総合的推進、④環境影響評価の推進で、注目され

る。第四は、「自然環境の保全」(三〇億八五六万円、三・三%減)で、野生動物の保護、原生的・自然環境の保全がうたわれてゐる。第五は、「公害による健康被害者の救済」(二三三億一二一萬円、四三%増)で、公害健康被害補償協会納付金財源交付、水俣病対策等の推進である。第六は、「環境行政の基盤強化」(七〇億二九五二万円、三・三%減)で、大気、水、土壤など環境要件の環境状況解析の推進や、新規に環境教育活動の充実化をめざした、市民環境大学講座の開催などが盛られてい

る。第七は、「地球的規模の環境保全と、国際協力の推進」（二億五九七九万円、一四・二%増）である。酸性雨対策や、海洋汚染など一国規模では解決が不可能な他国間での協同が求められている環境汚染・破壊の防止へのアプローチが図られることになる。

(2) 遠のいた「環境保全型社会」の実現

以上七つの重点課題を掲げた八七年度予算概算要求にあたって、新規の施策は、①バイオテクノロジーと環境保全に関する基礎調査、②先端技術における化学環境の解明に関する研究、③積雪地域地盤沈下対策調査、④野生生物の重要な生息地選定調査等、約三三項目ある。なかで特に注目されてよいのが、国や自治体などの環境情報を一元的に収集、管理し、必要に応じて、自治体や民間に情報提供を隨時行なう特殊法人——「環境情報センター」設立の構想である。

また、先端技術と環境影響への調査、研究に取り組みだしたものも評価されてよい。が、わが国産業構造が石油・鉄などの重化学工業中心の臨海型から、先端技術の展開に伴う、加工・組立の内陸型産業構造へと転換したのは大分以前からのことであり、環境容量の比較的小さいこれら内陸型産業と環境へのアプローチは遅きに失している觀があるのはいなめない。更にこれと関連のある昨年度から本腰を入れ始めた、有害物質対策にしても新規

三、環境情報提供行政への後退

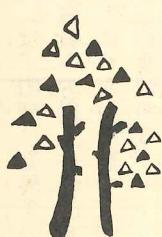
環境行政の後退、縮小に歯止めがかけられなかつた、八七年度環境予算の概算要求は、環境行政の主要な柱である公害規制、環境破壊の未然防止、公害被害者救済等を骨抜きにする中曾根行革路線にそつたものである。そこでは、個別公害規制・防止の行政から、生産・流通・消費・廃棄のあり方にいたるまでを総合的に制禦し、環境管理、快適環境創造へと展開していく「環境保全型社会の実現」

のものはおろか、既存の有害化学物質に対する中・長期の観点にたつた対策は依然として確立されてはいない。

全体的にみて環境予算の内容はひどくコマ切的であり、それも少額予算が圧倒的に多く、もつと重点化、選別化すべきであろう。

七つのテーマのもとでの個別課題は、ほとんどが情報の収集、分析など調査・研究が主体であり、環境庁が近年標榜する、「環境保全型社会」の実現は、それで可能なのかという疑問はぬぐい得ない。環境破壊・公害の未然防止、快適環境の創造といった国民が強く求めている予見的な環境保護政策の企画、形成に關し、他省庁間との主導的な調整の役割を環境庁は近年とみに失ないつつあり、五年連続のマイナス予算概算要求はその顕著な例である。

環境行政が総じて単なる環境情報提供行政へと後退していくばかりの現状は、「快適環境」を求める国民の強い期待の高まりとは、著しく逆行している。環境保護の諸課題への実践的アプローチが、わが党にはかつてないほど強く求められている。



法務省関係

一、法務行政は、国民の基本的人権の擁護と密接にかかわりをもつてゐるため、社会党はその機能の拡充を要求してゐる。

人権擁護局開設で、人権擁護制度の充実および人権侵犯事件調査の充実にかかる予算は、それぞれ二億四六〇〇万円、二億五九〇〇万円となり若干の伸びをみせてゐる。悪質な人権侵犯事件は国民生活のあらゆる面で発生しており、法務省の人権擁護活動に対する国民の期待は大きい。さらに機構を充実させ、その機能を向上させるべきである。

また、法律扶助事業は、法律上の扶助を要する者の権利の擁護を目的とし、資力の乏しい者に対する訴訟費用の立替、弁護士の紹介、法律相談、法律に関する知識の普及など、幅広い業務を行なつてゐる。しかし予算不足が深刻であり、扶助申し込みに対して厳しい制限をつけざるを得なくなつてゐる。社会党は、法律扶助事業に対する補助金の増額を要求しているが、概算要求では前年度と同額の八四〇〇万円にとどまつたことは残念である。

二、法務局の所掌業務である登記、供託、戸籍、国籍（人権擁護業務は別掲）などは、

いづれも地域住民と深いかかわりを持ち、国民の権利と財産を守る上で重要な役割を担つてゐるが、人員不足が著しく、業務に支障を來してゐる。党はその充実を要求してきた。登記業務予算は五四八億七五〇〇万円で、これは全額登記特別会計に繰り入れられ、登記特別会計全体として九四八億三〇〇万円となつてゐる。前年度比六四億

二八〇〇万円の増である。コンピュータ化導入に伴う特別会計は、順調に発展をみせているようだが、職員の労働条件の改善、住民サービスの向上につながる形で運営されるよう、監視する必要がある。

国籍戸籍・供託等事務処理予算は一〇五

億一二〇〇万円で四二〇〇万円減となつてゐる。これは供託事務処理費の一億五四〇〇万円の減が原因である。国政選挙終了の影響とみられる。

三、刑務所等矯正機能関係費は一三〇〇億四二〇〇万円で一六億円の増である。党が要求してゐる刑務官の増員、矯正施設被収容者の処遇の向上などは遅々とした進歩しかしてゐない。

自治省関係

一、六一年度地方財政対策の特徴

(一) 国庫補助負担金カットの三年間継続

六〇年度において「一年限り」として実施された国庫補助負担金の一律カットは、六一年度において三年間の継続的措置とされた。その結果、地方財政への影響額は、経常経費系統六一〇〇億円、投資的経費系統五六〇〇億円、国分は交付税に特例加算を除いては全て地方債で充当されることとなつた。五〇

億円の計一兆一七〇〇億円となつた。

(二) 地方債による財源補填

この補助率引き下げによつて地方財源不足額は一兆一七〇〇億円とされ、「別表」のような財源対策が講じられることとなつたが、煙草消費税の引き上げ分（国・地方各一二〇〇億円、国分は交付税に特例加算）を除いては

年代以降の地方財政の借金構造は、こうした措置により新たな形でのつぎはぎ財政となつたといえよう。

(三) 進まぬ税制改正

個人住民税の減税は、強い要求にもかかわらず所得割りの非課税限度額が生活保護費の引き上げにともない二〇二万一〇〇〇円から二一三万五〇〇〇円に、また、同居特別障害者扶養控除額が三〇万円から三四万円に引き上げられたにとどまつた。六〇年度におけるマスコミ関係等の非課税措置のは正に続き社会保険診療報酬に対する非課税措置の適正化が期待されたが見送られ、煙草消費税に関しても政府税調後に急きよ補助金カットのつじつま合わせとして大蔵・自治間で決められた。

(四) 税収の落ち込みと国保財政の赤字

地方財政は、收支均衡という前提で補助負担金の負担転嫁が行なわれたにも関わらず実際は大きな欠損となつた。第一は、国税収入の減収に伴う交付税の落ち込みであり、約一四〇四億円が六〇年度においては減額補正されなかつたものの六二年度以降の交付税から減額されることとなり、地方税については地方債で措置された。第二には、国保財政の悪化であり、五九年度にスタートした退職者医疗保险制度の加入者数の見込違いに端を発し二〇八〇億円の負担増となり、国は六〇年度補正予算において一三六七億円しか補填しなかつた。

た。国保財政は、六〇年度において九〇〇億円を超える赤字の見通しとなつてゐる。

二、六二年度地方財政概算要求の骨格

(一) 重点施策

地方財政に係る自治省の基本認識は、六二年度も引き続き財源不足が見込まれ、巨額の

借入金の償還が今後大きな負担と形、財政の硬直化が進む地方財政の現状は極めて厳しい状況にある。したがつて六二年度は国・地方を通ずる行政改革の推進と地方財政の健全化に全力をあげるとともに地方財源の充実強化をはかる、というものであり、重点施策として、①地方行政の刷新と行政改革の徹底、②地方税財源の充実確保、③地域社会の活性化、④住宅生活の安全確保、⑤選挙制度の改善、が示されている。

(二) 地方交付税

六二年度地方交付税は、一〇兆八一五六億円（六一年度比六・二%増）、内訳は国税三税率の三二%相当分が一〇兆七九六二億円、六〇年度の減額精算分が四五七億円、利差臨特が

二四八億円、地域特例臨特が一三一億円、臨時財政特例分が二七二億円、となつてゐる。

なお、算出根拠は、国税三税の見込額に六一年度の政府経済見通しの名目成長率六・五%と国税三税の弹性値一・二を乗じたものである。

なお、国庫補助負担率の引き下げが六二年度も実施されるが、これに対する補填措置も今後要求されることとなる。また、基準財政機能の充実をはかるとしているが、内容は示されていない。

(三) 地方債計画

六二年度地方債計画案は、六兆五九七〇億円、六一年度比七・〇%の減となつてゐる。この減額は、国庫補助負担金の引き下げに係る地方債による肩代わり分（経常経費のカット分と事業量増に伴う地方負担分）六一年度においては調整債五一〇〇億円）を計上していないため。なお、一般事業を六一年度比五・〇%増の四三四四二億円、地域総合整備事業四・二%増、三〇七〇億円、臨時地方道整備事業三・四%増、四八一〇億円（新たに街路事業が対象）などが増額されている。国鉄跡地の先行取得に対して起債申請後一〇年以内に活用する場合でも公共用地先行取得債を認めるとしている（許可額一〇〇億円）。

(四) 地方税関係

社会保険診療報酬に係る事業税の特例措置の廃止、利子・配当所得に対する住民税非課税問題の決着、事業所税の課税団体の範囲の拡大、定額課税の負担水準の見直しなどを來年度税制改正で行うとしている。また、調査研究事項として法人事業税の分割基準の在り

方を検討するため「法人の企業活動と課税に
関する研究会」が設置される。

三、六二年度の地方財政対策の基本的 問題点

(一) 基本的性格

地方財政は大きな転換点にたつてゐる。既に財政の単年度主義は破綻し、地方財政を把握しようとすれば、交付税特別会計の借り入れ問題や各種臨特など前後一〇年の流れを見なければ理解できぬほど複雑化している。また、国庫補助負担率カットにみられる通り、つくられた收支均衡に基づく負担転嫁は地方富裕論を名目に小さな政府をめざす中曾根内閣の臨調Ⅱ行革審答申にもとづく地方行革に象徴される地方自治への攻撃的姿勢を如実に示し、民主主義の土台としての地方自治から管理支配の道具としての地方自治への変質の志向をみることができる。

さらに、現在論議されている税制改革こそ戦後のシャープ勧告に基づく地方財政の構造を根本的に変える性格を持つものと言える。行財政の集権化の方向のもとで行財政の分権化を真剣に検討しなければならない瀬戸際に至っていると認識しなければならない。

(二) 六一年度地方財政問題

成長率が実質的に概ね一%下方修正されたことに見られるとおり、税収の落ち込みが予

想され、国税三税の落ち込みはもちろん地方税収も影響を受けることは避けられない見通しどなつてゐる。六〇年度においては減額補正は行なわれなかつたものの後年度精算とされた。六一年度の扱いがどのようになるか問題であるが中期的には地方財政の借金とされることは確実であり、国庫補助負担率カットとともに二重の負担転嫁となる。

国保財政問題も赤字団体は八〇〇を超えて、前年度と比較しても二四〇余増え、抱える赤字額は前年度（一〇七〇億円）の倍の二〇〇〇億円を超える。政府は老人保健法改悪でつじつま合わせをしようとしているが、その成立の遅れによる負担増七二五億円も自治体にまわされようとしている。

(四) 交付税問題

財政調整制度としての交付税制度は、五〇年代以降の恒常的財源不足によつてその意義を大きく損ねてゐる。政府、財界の中には交付税制度の後退をもはかろうとする動きがあり、地域と自治を踏み台としかみないこうした視点はあなどれない。自治省による基準財政需要額の算定改善も基準財政収入額の調整へすりかえられかねない情勢もある。地方財政計画の積み上げ方式の確立などを追及するなかで、高齢社会の到来のもとで益々拡大する地方財政への需要を如何に確保するか、また、地域経済の停滞のもとで税収格差が拡大せざるをえない現実を踏まえ、財政調整制度としての交付税制度の機能化のための税目拡充が課題となる。

とは大きなひらきがある。

(三) 国庫補助負担率引き下げによる負担転嫁

前述の通り、六二年度においても国庫補助負担率の引き下げが実施される。全体の予算がゼロ・ベースとすれば負担転嫁の総額は六一年度と大差ないものにならうが対象事業の中が変動があるので影響額は示されていない。生活保護費の負担金引き下げも問題として残されており、また、昨年、補填措置として使われた煙草消費税引き上げは「一年限りの措置」とされていることから新たな補填策も問題となる。

(五) 国鉄問題

政府の分割・民営化案に基づき地方税改正案が国会で審議されている。その内容はまさに新事業体を名目上の黒字にするため地方に負担を転嫁しようとするものであり、固定資産税の不均一課税をはじめとし現在明らかにされているものだけで約一三〇〇億円の地方税軽減措置が行なわれようとしている。三島会社に象徴されるように経営の成り立たないのを糊塗し、政府案の正当性を強弁せんがためであり、最終的には地域の交通手段を住民と自治体の自助に転嫁しようとするものである。また、ローカル線の存続問題、雇用問題は地域の経済・社会・文化に深刻なダメージを与えており、地域社会崩壊の危機に瀕しているといわざるをえない。

(六) 税制改革

国民が求める大幅な減税の実施は、六一年三月四日の与野党合意にも関わらず六一年度中の実施について政府・自民党は誠意を示していない。六一年度の課題であるとともに大幅減税は六二年度の課題ともなる。

また、社会保険診療報酬、利子・配当課税の適正化は不公平税制是正の観点から早急に行なうべきと言える。

一方では、政府(建設省・農水省)は、「森林河川緊急整備税」の導入を企図しているが、これは水道の蛇口に課税する消費税の導入で

あるとともに、治山治水という国の根幹的事業の実施を普通税以外に目的税を課そうという二重負担をはからうとするものである。同時に、その徴収を自治体に行なわせ、自治体にはほんの一部を譲与しようというものであり、税制の根幹をねじ曲げるものである。

政府税調で議論されている減税と間接税導入論議は、地方財政に大きな影響を与える。政府税調の中間報告にある所得税、法人税減税がそのまま実施されれば地方税の大幅減收

		単位:億円、()内は60年度		
財源不足		総額 11,700(5,800)		
内 訳	(1) 経常経費系統 6,100(2,600)	(2) 投資的経費系統 5,600(3,200) *交付・不交付とも		
	交付団体分 不交付団体分 4,880(2,000) 1,220(600)			
61年度における地方財源措置	①地方税の増額 1,200(0)	建設地方債 5,600(3200) *調整分 1,400 臨時財政特例債: (1,200) 4,200 *地方債の起債の充当を調整 1/2国負担		
	地方税の増額 地方税の増額 850(0) 350(0)			
	②交付税の特例加算 1,200(0)			
	交付税 特例加算 1,200(1,000) 0(0)			
	*66'以降加算400			
	③建設地方債の増発 3,700(1,600)			
	建設地方債の増発 建設地方債の増発 2830(1,000) 870(600)			
	*2,440は「暫定的」に66年隆加算(60'の1,000も同様)			
	調整分 3,700 + 1,400 = 5,100 (1,600 + 1,200 = 2,800)			
建設地方債の増発計 9,300(4,800)				
地方債の区分と増発額合計	財対債として算入		臨時財政特例債 4,200 (2,000)	
元利償還の交付税措置	財対債として算入			

(注)経常経費系統の交付団体分4,880億円については、半額を現金で措置するとし(850+1,200+390=2,440)、丸めて400億円は66'以降加算とされた。残りの2,440億円と上記の390億円の計2,830億円が交付団体の地方債増発分。地方税・交付税加算財源はたばこ消費税増税。

その他	61年度の地方交付税に関連して、自治・大蔵大臣覚書に基づく下記の合計額1357億円に相当する額は、法律の定めるところにより、66年度以降加算する。 ア既往利差臨特646億円 イ既往地域特例臨特104億円 ウ既往臨時財政特例債分107億円 工財対臨特500億円 計1357億円(85'はウを除き786+69+500=1355億円)
-----	---

は必至であり、交付税も大きく落ち込む。自民党税調では、新型間接税の税収の一部を自治体に配分する議論も行われているが、不公平税制を是正し、大衆課税とならない方法による增收策についての真剣な議論が行なわれているとは言えない。

内需拡大、地域経済の進行、住民福祉の向上のためには地方交付税の拡充、国税の地方への移譲も含めた地方税源の確保、地方債発行権限の強化等が必要であるが現時点においては、交付税も大きく落ち込む。自民党税調では、新型間接税の税収の一部を自治体に配分する議論も行われているが、不公平税制を是正し、大衆課税とならない方法による增收策についての真剣な議論が行なわれているとは言えない。

てそうした方向が示されない以上、地方財政は自治省の指摘通り深刻な状況を脱しえ

ず、日本経済の健全な発展も展望されないと言える。

外務省（ODA）関係

一、八七年度概算要求の問題点

政府はいま、ODA（政府開発援助）の第三次中期目標の実現に取り組んでいる。これは一九九二年のODAを一九八五年実績の倍とし、一九八六・九二年の実績総額を四〇〇億ドル以上とするものである。一九八七年度のODA概算要求は、この第三次中期目標にそつて行われたものであるが、その基本理念、政策目標、政策立案、政策執行の面で相変らず大きな欠陥を抱えたままである。

ODA概算要求はまず、紛争周辺国への「戦略援助」や「成長優先の工業化戦略」に見られる古い援助理念を踏襲している。たしかに、ODAの量的拡充には目覚ましいものがある。八七年度のODA（概算要求）は一般会計分（なお財投、国債などの特別会計分を含んだODA事業予算はこの段階では未集計）で六七〇三億円、対前年度伸び率七・八%でそれはかなりの増額である。しかしこの「戦略援助」や「工業開発戦略」は、発展途上国

都市の「二重の貧困」を加速化し、先進国からの資本財・中間財の輸入増大や巨大な对外債務累積をもたらすだけなのである。

日本のODA・直接借款の重点目的は、①多目的ダム・発電所など電力関連、②道路・鉄道・空港・港湾など運輸関連のビッグ・プロジェクトにおかれてきた。ビッグ・プロジェクト優先で、生活・社会福祉関連インフラストラクチャー軽視のこの基本性格は、八七年度のODA（概算要求）においても變っていない。

二、ODA中期目標の転換要求

わが党はODA第三次中期目標の基本理念、政策目標、立案・執行過程の根本的転換を要求している。それは「戦略援助」や「成長優先の工業化戦略」から、発展途上国の「都市と農村の二重の貧困」の解消を基本目的とし農業を始動力とする「自立経済づくり」への根本的転換である。わが党はまた、ODAの最重点を、①農業および家内工業・小規模

工業など「農村の伝統・中間部門」、②大都市のインフォーマル・セクターおよび地方都市の商業・中規模工業などにおき、さらにODAの具体的目標を、①かんがい・治水・干拓など農業生産基盤の整備、②地方小都市における農産物加工の地場産業、伝統的中小企業、中規模裾野工業の育成、③都市の上下水道、教育、保健など社会・福祉関連インフラストラクチャーの整備などにおくことを要求している。

このようなビッグ・プロジェクト方式から「伝統・中間部門」開発への転換は、今日もつとも緊急の課題である。それなしにはODA第三次中期目標の達成が発展途上国の経済発展につながり、南北経済格差が解消されることはならない危険性がある。

わが党は、ODA中期目標の転換とともに、日本の経済協力政策の企画・立案・執行・評価体制における複雑で非効率的なシステムを解消するために、「経済協力庁」の設置や「国際経済協力基本法」（ともに仮称）を提唱している。また、ODAの質的・量的拡充と歩調をあわせてその評価体制を整備し、国会や国民の参加・監視機能の強化で「マルコス不正蓄財事件」のような事件の再発防止と、ODAの円滑な執行を提言している。

このような制度的改善を伴わないODA中期目標の実行は、必ずしも発展途上国の利益

に合致するものではない。八七年度ODA（概算要求）は、わが党の以上の基本的 requirement をみたものではなく、その質的改革が急務である。

三、ODAの質的改善目標

日本のODAは、経済協力機構（OECD）の下部機関である開発援助委員会（DAC）加盟の一七ヶ国の中で、質・量ともにおおきく見劣りのする存在である。日本のODAの対GNP比は〇・三五%（以下一九八四年）で第一位、国民一人当たりの負担額は三六ドルで第三位、贈与比率は四六・一%で第十七位、グラント・エレメントは七三・三%で第一位、技術協力比率は一〇・一%第五位と、ODAの質・量の指標である主要項目が軒並みに低位にあるのが、その証左である。

八七年度のODA（概算要求）においても、若干の改善が認められるが、基本的な傾向は同じである。「贈与」の伸び率は八・一%で、八六年度予算よりは増加したが、八五年度予算（一〇・三%）よりも鈍化した。「二国間贈与」の伸び率一〇・五%には、同じ傾向が認められる。つまり、八六年度予算よりも増加率が大きくなつたが、八五年度予算（一一・五%）よりもそれは鈍化したのである。とくに「食糧増産等援助」の鈍化傾向（一二・〇%

%～二・六%～一・八%）がきわだつていて、「技術協力」の伸び率は比較的安定しているが、絶対額が不足しているところに問題がある。さらに、「多国間贈与」にあたる国際機関への出資・拠出がマイナスの伸び率を記録している。その最大の原因是、「国連等諸機関への出資・拠出」の大幅マイナス（▲九・〇%）にある。

四、累積債務・一次產品などの当面の南北問題への対応

ODAの基本理念や政策目標の転換は、きわめて長期的な課題である。その間、発展途上国は対外債務の累積、一次產品価格の低迷、先進工業諸国からの技術移転など解決の急がれる問題をおおくかかえている。とくに、発展途上国における対外債務の累積額は、一九八四年末で八九五〇億ドル、八五年末で九七〇〇億ドルに達し、その解決には一刻のゆうよも許されない重大事態となつていている。

日本はこの問題解決のために積極的役割をはたすべきであり、そのため公的資金による二国間融資や国際金融機関への出資・拠出額による多国間融資を拡大すべきである。また、債務の繰り延べ（リスクヘッジ）、再融資（リファイナンシング）を進めるべきであるが、八七年度のODA（概算要求）がこうした点を軽視しているにはきわめて大

表 87年度ODA一般会計概算要求

（単位：億円、%）

	59年度 予算額	60年度		61年度		62年度	
		予算額	伸率	予算額	増加額	伸率	概算要求額
I 贈与	3,412	3,764	10.3	4,039	276	7.3	4,365
1. 二国間贈与	2,746	3,063	11.5	3,333	270	8.8	3,682
(1) 経済開発等援助	1,065	1,150	8.0	1,240	90	7.8	1,345
(2) 食糧増産等援助	530	594	12.0	610	16	2.6	627
(3) 技術協力	1,151	1,319	14.6	1,483	164	12.5	1,711
2. 國際機関への出資・拠出	665	701	5.3	706	6	0.8	683
(1) 国連等諸機関	607	638	5.0	613	-25	-3.9	557
(2) 國際開発金融機関	58	63	8.7	94	31	48.6	125
II 借款	1,869	2,047	9.5	2,181	134	6.5	2,338
(1) 海外経済協力基金	1,809	1,985	9.7	2,118	133	6.7	2,279
(2) その他	60	62	2.0	63	1	1.6	59
合計	5,281	5,810	10.0	6,220	410	7.0	6,703
							483
							7.8

（注）四捨五入の関係上不一致あり。

きな問題点である。

発展途上国における債務累積のもつとも大きな原因是、その主な輸出商品である一次産品価格の低迷と交易条件の持続的な悪化にある。日本は一次産品価格の安定化と内需喚起・輸入拡大に積極的に取り組む必要がある。さらに、日本はこれまで発展途上国に対して「資本財・中間財の供給基地」としての役割を担ってきた。しかしこれでは、発展途上国の輸入代替・輸出志向の工業化が進展す

るほど、日本からの資本財（機械）や中間財（素材・部品）への依存がつよまることになる。日本の役割は、「資本財・中間財の供給基地」よりも、むしろ資本財・中間財の一部を国内生産する機械産業や部品産業などの裾野産業の育成に寄与することにある。そのためには「技術の供給基地」への転換が急務なのであるが、八七年度のODA（概算要求）は、技術援助の拡大や適正技術の保有者である民間中小企業による技術移転の課題にこたえていない。

防衛庁関係

対GNP比一%枠突破型の概算要求

中曾根政府は、八七年度予算概算要求における防衛費を対前年度比二〇六億円、六・三%増の三兆五五四一億四九〇〇万円として、五年連続のマイナス要求基準を適用した概算要求のなかで防衛予算の聖域化を定着させた。

これは、伸び率としてはこの五年間で最低だが、円高による正面装備費など三〇億円と原油価格の低下による燃料代一〇〇億円の計三三〇億円（今年度予算の一%に相当）経費圧縮を考慮すれば、実質ベースでは今年度

の六・五八%を上回る七・三%増となり、さらに、中期防衛力整備計画達成に必要な六・五%増（各年度平均実績五・四%だが、来年度デフレータを今年度政府見通しの一・一%として加味する）をも確保しているのである。

また、対GNP比一%枠との関係では、今年度防衛予算が人事院勧告の完全実施（二・三一%で三三三億円増）によって対GNP比一%枠を九八億円突破することが明らかになるや、就任以来一貫して防衛費枠の「一%程度」論を展開してきた栗原防衛庁長官は、「防衛計画の大綱」早期達成優先、一%枠の見直しを公言して、一%突破のための地ならしを

一層強化した。その後、政府は円高・原油価格低下を加味して補正予算でこれを減額修正したものので、来年度概算要求額は一%枠維持に名目五・六%以上の経済成長を必要としており、中期防衛力整備計画の着実な推進と「大綱」達成優先に固執する防衛予算の一%突破圧力はさらに強まっている。このような歯止めなき防衛予算の膨張は中曾根政府による米国の対ソ戦略への加担の帰結にほかならないのである。

米国の新海洋戦略とグローバルな共同作戦

SDIとMXミサイルなど戦略攻勢戦力の近代化による危険な米国の核戦争遂行戦略は、通常戦争レベルでのソ連戦略原潜の撃滅という危険な新海洋戦略を生み出した。

ジェームス・ワトキンス海軍作戦部長によるこの戦略は、事前に前方展開した米海軍は通常戦争開始と同時にソ連の聖域とする海洋に突入し、海峡封鎖作戦などを駆使しながら戦略原潜の撃滅と全ソ連艦隊の撃破作戦を遂行するというものである。戦略予備戦力である戦略原潜の撃破とソ連本土周辺への空母や対地攻撃用核トマホーク搭載艦艇の展開といふこの作戦は、通常戦レベルでの「核による力の相互関係」の変更と米国優位下の戦局制御・戦争終結を企図とするものにほかならぬ

い。

米海軍は、今年三月に東地中海演習で黒海

深部に巡洋艦を進行させ、六月には北西太平洋戦域を想定した「リムパック八六」をイギリス初参加の下に展開、八一九月に北西大西洋・バルト海・北欧での制海・失地奪回作戦などを盛り込んだNATO軍「ノーヴィン・ウエディング八六」演習を実施し、これと軌を一にしてニュージャージー戦艦戦闘群・レンジャー空母機動部隊を投入した日本海・ウラジオストック沖演習を敢行するなど、世界的規模での同盟国との共同作戦によってこの攻勢的な新海洋戦略の遂行態勢を整えようとしているのである。

新海洋戦略下の日米共同作戦態勢

九月の日米防衛首脳協議で合意された共同作戦研究・共同訓練態勢の拡充は、核戦争遂行戦略と結合したグローバルな通常戦略を基調とするこの新海洋戦略の日米による任務分担の調整をはかるものである。事実、日本有事を想定した「日米共同作戦計画」（八四年署名）は隨時見直しがはかられると共に、これについて、今年一月には「シーレーン防衛共同作戦計画」が確定されようとしている。これを踏まえてすでに海上自衛隊は三海峡通航阻止作戦の策定を終え、陸上自衛隊もソ連の三海峡着上陸・占領を想定した三自衛隊統

合による三海峡防衛作戦の研究に着手しようとしている。

新海洋戦略の下でNATO正面有事と連動した自衛隊の三海峡封鎖・シーレーン防衛作戦は、ソ連太平洋艦隊の太平洋進出を封殺して太平洋の戦略的制海を確保しつつ、米空母戦闘群や戦艦戦闘グループや水陸両用部隊の北西太平洋への前方展開のための海上交通線を防衛し、米海軍の日本海・オホーツク海突入路を確保するとともに、戦略原潜を含むソ連潜水艦と水上艦隊の撃滅と極東ソ連軍基地への攻撃を支援して、米ソの核の力関係の転換とソ連戦力の分散化を企図する危険な作戦へと変貌しつつある。

三海峡封鎖・海上防空・北方前方防衛を支える正面装備の調達

① 北方前方防衛戦略下の陸上戦力整備

陸上装備は、三海峡周辺部防衛と北海道・東北地域への着上陸阻止を企図する北方前方防衛戦略の下に、戦力の青函以北への集中配備と水際防護のための決戦兵器の整備を目指している。

【縦深的な対装甲火力の整備】

対機甲戦力の中核兵器である七四式戦車は五六両の調達で戦車総数一一九六両とし、六式戦車を更新すると共に来年度以降の北部方面隊各師団・戦車大隊への増配（九六両編成

の達成）を支える。また、AH-1S対戦車ヘリは第三対戦車ヘリ隊一個飛行隊の新編成分であり、引き続き北海道・東北方面への集中配備によつて北方の対装甲機動火力の拡充を図る。さらに、対戦車火力は六〇式一〇六ミリ無反動砲にかわる七九式対舟艇・対戦車誘導弾を引き続き調達、甲師団対戦車隊に各一六基配備をすすめる。来年度概算要求で初調達をめざす六四式対戦車誘導弾更新用の中ミリ無反動砲にかわる七九式対舟艇・対戦車誘導弾を採用した新開発兵器で、師団改編後の第六師団以南の甲師団対戦車隊に各一六基配備予定である。このように来年度概算要求で陸自は、七四式戦車と対戦車ヘリの機甲・機動火力、七九式対舟艇・対戦車誘導弾の長射程火力の増強に加えて、新規導入の対戦車誘導弾の中距離火力・導入調査中の携帶用軽対戦車ロケットの自衛用短距離火力によつて縦深的な対装甲打撃戦力整備に着手しようとしている。

【遠戦火力の増強】来年度概算要求では、引き続き本州・九州の各師団特科連隊に長射程一五五ミリ榴弾砲FH70、方面隊特科群に二〇三ミリ自走砲を調達し、師団・方面隊の全般支援火力の増強を図る。また、自走砲配備を終えた北海道の火砲部隊に砲側弾薬車を新規導入し、二〇三ミリ自走榴弾砲への弾薬・操作員の随伴能力を強化して遠戦火力の

野外機動性の向上をはかるとしている。

【重層的な防空戦力の拡充】改良改善II型ホー

クの北部方面隊第一高射特科群への初めての実戦配備、八一式短距離地対空誘導弾の本州師団配備、携帯式地対空誘導弾の継続調達などのはかに、来年度予算では新高射機関砲の新規導入が要求されている。L90機関砲にかえて機動性のある装甲車両搭載の高射機関砲を装備することによって、機甲・自走化しつつある北方師団に随伴する防空戦力を拡充しようとするものであり、これによつて流動的な野戦部隊は高空域・広域から低空域・直上までの重層的な防空能力を確保することとなる。

さらに、概算要求は、一定の威力偵察をめざす武装した偵察警戒車の新規導入のほかに、新機械化師団のための新型戦車・装甲歩兵戦闘車の開発推進、水際撃破の中軸兵器である地対艦誘導弾SSM-1開発の最終試験の実施、普通科部隊用の新携帯短SAMの開発、師団対空情報処理システムの研究開発などを盛り込んでいる。

② 三海峡封鎖作戦の海洋戦力整備

海洋戦力は、米国的新海洋戦略の下に三海峡封鎖・シーレーン防衛のための対潜・対艦・対空戦力の総合的な整備をはかつている。

【海峡封鎖能力の強化】三隻の調達が要求されているDEは、対潜・対艦攻撃力に個艦防空

能力を加えてDDに準ずる戦闘能力を装備した近代化艦で、脅威の高い海峡・港湾防衛などにあたる地方隊一〇個隊汎用艦三〇隻体制を目指すものである。また、二四〇〇t型潜水艦は新型高性能対潜魚雷と対艦ミサイル・ハープーン搭載の新型艦の二隻目の調達で、三海峡の監視・哨戒と敵潜水艦・水上艦攻撃を任務とする潜水艦隊近代化と一六隻体制確立を目指している。

【艦隊防衛・対潜能力の拡充】広域対潜哨戒・制圧を任務とするP-3Cは、一二機の調達によつて九〇年度には総計六九機、第八番目のP-3C飛行隊用が取得される。また、艦隊前方に展開して対潜搜索作戦を展開する艦載型HSS-12B対潜ヘリは、来年度調達分と新型SH-60Jの八九年度導入で総計四六機となり、四個護衛隊群への完備をほぼ達成する。陸上型は旧型ヘリの更新を進め、海峡・沿岸防衛能力の向上を図ろうとしている。これらの対潜航空機の近代化と急速整備は、前方展開と敵水域への侵攻を図る日米艦隊の対潜防衛およびソ連潜水艦の封じ込め、撃滅のための対潜作戦能力の拡充を企図したものである。

このほかに、機雷による三海峡などの逆封鎖に対処するため新型掃海ヘリの二隊目分の調達、EP-3の新規調達による電子戦デーティア収集能力の近代化、艦対艦ミサイルの開発

推進などを要求している。

③ 洋上防空構想下の航空戦力

航空戦力は、北西太平洋への前方展開と日本海・オホーツク海への突入をはかる米空母艦隊を航空機・艦艇による対艦攻撃から防衛し、さらに三海峡周辺への着上陸阻止作戦を支援する北部方面重視の能力向上を図つている。

【洋上防空作戦能力の確立】六隊目の調達を終えたF-15は、一六機で千歳と百里の飛行隊定数の増加を果たそうとしている。また、来年度概算要求はOTHレーダー導入のための調査費六〇〇万円を計上している。これらは、最大探知距離三〇〇〇kmに及ぶOTHレーダーを南西諸島に配備し、ウラジオストク、サハリン、千島列島、北西太平洋を監視、ソ連のパツクファイア等を早期探知し、空中給油機の支援の下に、E-12CやE-3Aなどの早期警戒・空中管制機で敵機を捕捉、F-15戦闘機で迎撃、さらに突破した敵機を導入予定のエイジス艦で撃滅する洋上防空体制の確立に着手するものである。

【着上陸阻止の対地・対艦攻撃力の向上】来年度概算要求はF-4EJ-1〇分の第一次改修費として一七八億円を計上、全一〇〇機の改善に着手しようとしている。この改修はF-15と同等の対空戦闘兵器の使用能力を付与すると共に、空対艦ミサイルASM-1の装

陸海空の主要正面装備

<陸>

(単位:億円)

主要項目		単位	61	62業計案		
			調達量	調達量	総額	後年度
甲類	中対戦車誘導弾発射装置	基	-	22	22	22
	79式対舟艇対戦車誘導弾発射装置	基	19	20	13	13
	155mmりゅう弾砲FH70	門	43	43	134	134
	203mm自走りゅう弾砲	門	12	6	22	21
	新高射機関砲	両	-	4	64	64
	74式戦車	両	56	56	224	224
	73式装甲車	両	23	23	27	27
	82式指揮通信車	両	22	22	19	19
	偵察警戒車	両	-	16	40	40
	砲側弾薬車	両	-	7	9	9
航空機	作戦用航空機	機	8	8	191	190
	対戦車ヘリコプター(AH-IS)	機	4	4	205	205
	輸送ヘリコプター(CH-47J)					
SAM	改良ホークの改善(II型)	群	0.5	1	145	145
	81式短距離地対空誘導弾	基	8	8	229	229
	携帯式地対空誘導弾	基	39	38	10	10

(注) 調達量:各年度に新たに契約する量

(取得までに要する期間は装備品によって異なり、2年から3年までの間)

<海>

主要項目		単位	61	62業計案		
			調達量	調達量	総額	後年度
艦艇	護衛艦	隻	2	3	814	806
	D E	隻	1	1	407	405
航空機	潜水艦(SS)	隻				
	作戦用航空機	機	10	12	1,201	1,201
	固定翼対潜哨戒機(P-3C)	機	7	8	} 380	} 377
	対潜ヘリ(陸上HSS-2B)	機	6	9		
	対潜ヘリ(艦載HSS-2B)	機	4	2	91	90
	掃海ヘリ(MH-53E)	機				
機	その他	機	-	1	124	124
	電子戦データ収集機(EP-3)	機	-	1	5	5
	連絡機(LC-90)	機				

<空>

主要項目		単位	61	62業計案		
			調達量	調達量	総額	後年度
航空機	作戦用航空機	機	12	16	1,414	1,412
	要撃戦闘機(F-15)	機	2	3	155	154
	輸送機(C-130H)	機	3	2	107	107
	輸送ヘリコプター(CH-47J)	機	-	10	178	178
	F-4E改修	機				
SAM等	地対空誘導弾(ベトリオット)	群	1	1	1,128	1,122
	81式短距離地対空誘導弾	基	4	4	90	90
	携帯式地対空誘導弾	基	48	96	22	21
	対空機関砲	門	12	13	26	26

備能力と精密爆撃能力の付加により、対艦・対地攻撃能力の飛躍的向上を図るものである。さらに、F-1更新用としてF-16やF-18に匹敵する次期支援戦闘機の調達方式の検討を進めており、これらによつて、空自は防空作戦のほかに着上陸阻止作戦や水上打撃戦のための対地・対艦攻撃支援戦力の飛躍的強化を企図している。

資料

一九八六・九・一九

「総合経済対策」に対する談話

日本社会党政策審議会

会長 伊藤茂

【一般的な防空能力の改善】機動性・対処可能高度・同時多目標対処能力にすぐれたペトリオット地対空ミサイルは、三沢の第六高射群に二番目の実戦配備を予定しており、北部方面の高空域防空能力の重点的な向上を目指している。さらに、空自は今回の八一式短SAM、携帯式SAM、対空機関砲の調達によって千歳のついで三沢に第二基地防空群を新編成し、北方の航空基地・レーダーサイトの防空体制を確立しようとしている。

このほかに、空対艦新型ミサイルの開発推進、F-15の後方警戒装置の開発着手、新携帯SAMの新規開発が進められようとしている。

一、本日発表された「総合経済対策」は、現在緊急に求められている輸出依存から内需主導の経済構造への抜本的転換を図るための施策としては、まったく戦略的視点に欠けるものであつて、政府は「危機的状況」を真剣に打開する考えがあるのかどうか疑問である。

第一に事業規模からみてあまりにも小さすぎる。総事業量三兆六〇〇億円程度で、政府自ら不況局面に入つたと宣言せざるをえない状況を克服し、政府経済見通しの4%ないしそれに近い実質経済成長を達成できると本気で考えているのであろうか。もしそう考えているなら、決定的に現状認識を誤っているといわざるをえない。

また、内容的にみても大きな問題がある。それは民間企業の活力を優先させることに

のみとらわれ、生活者の立場に立つた対策が大きく欠落しているのである。これではまたしても、「総合経済対策」は失敗に終ざるをえまい。

一、具体的な内容上の問題点をいくつか指摘してみると、まず第一に、今年三月四日の与野党書記長・幹事長会談で合意した所得減税、政策減税には全く触れられていない。政府の「総合経済対策」に減税案を盛り込もうとしたなかつた自民党の責任は重大である。

第二に、大型プロジェクトを優先する民間活力の導入に対し補助金を交付するのは言語道断である。これでは民間活力の名にも値しない。

第三に、有効な土地政策なしに、いくら住宅融資制度を拡大しても民間住宅建設は

政府の思惑通り促進されない。

第四に、国民の共有財産である国公有地を安易に民間に払い下げるとは、厳に慎まなければならない。国公有地は、公的に有効に活用することを原則としなければならない。

一、わが党は、政府の「総合経済対策」に対抗し、独自の円高不況克服のための内需振興策を打ち出す考えである。それは、①大幅減税、社会保障の充実などにより国民生活を向上させ消費を拡大する、②福祉型社

一九八六年九月一二

石炭政策についての申し入れ

現在第八次石炭政策については、石炭鉱業審議会において鋭意検討が進められており、今月末には政策部会に答申原案が提示される予定とされている。

また、国内原料炭引き取りをめぐる鉄鋼業界の一方的炭価引き下げという実力行使によ

り、石炭産業は第八次石炭政策の発足を待たず、危急存亡の瀬に直面している。更に、石炭政策の答申骨子についても、内外炭価格差問題について根本的な対応策を確

会を築くための生活関連社会資本を中心の公事業の拡大、福祉型都市改造の推進する、③積極的財政政策を展開していくとともに、財源を確保したうえで地方の役割を重視する、④平和と軍縮に貢献する経済財政政策の展開を図る——を柱とするものであり、多くの国民の同意を得る施策をわれわれは主張していく考え方である。当面の具体的な施策として、五兆円規模の補正予算を組むよう政府・与党に要求する。

記

てその安定確保をめざすことは、エネルギーに関する国際連帯の一環として、また地域経済と雇用の問題、供給の安定と国内資源の合理的活用の面からも重要であり、現有炭鉱の維持存続には万全を期すべきである。我が党は先の第五十一回臨時全国大会において、以上の趣旨に基づき、「国内炭存続の決議」を大会決定したところであり、当面次の事項について強く申し入れるものである。

一、国内石炭資源の合理的活用のため、最大限現有炭鉱を維持存続して雇用と産炭地域社会を守ること。

一、国内炭の維持のため需要、価格、政府援助などの具体策を強化確立すること。

一、内外炭価格差是正措置、石炭鉱業の保全体制及び骨格構造整備、産炭地域の振興、鉱害復旧などの財源を確保すること。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭対策特別会計法、炭鉱離職者臨時措置法などの期限を延長し、存続すること。

一、現在深刻な経営危機に直面している石炭各社に対して、当面緊急融資、貯炭融資など助成を行うこと。

右、申し入れる。

一九八六年九月一二日

日本社会党中央本部執行委員長

日本社会党石炭対策特別委員会委員長
土 井 たか子

岡 田 利 春

殿

一九八六・一〇・三

たばこをめぐる日米政府間協議に関する 申し入れ



今日わが国の对外経済摩擦、とりわけ日米摩擦は、経済・産業政策全体にわたつて深刻化する一方であり、また、個別産業、品目の貿易についても摩擦は大きくなり、米国政府は、一九七四年通商法三〇一条（貿易相手国（の不公正慣行に対する報復措置）によつて、農産物、工業製品、サービス等個々の品目別に対応を要求してきている。こうした中で、昨年九月以来、たばこも取り上げられ米国は日本に対し過大な要求をつきつけている。日米政府間協議は最終局面に至つても、合意を得るのが困難な状況にある。

米国の要求に真剣に耳を傾けることは国際

化時代にあつて重要なことであると考えるが、たばこは構造的需要停滞下にあり、専売から民営化された直後の「日本たばこ産業株式会社」は厳しい環境下におかれている。また、たばこ耕作農家も同様に将来に不安をもつてゐる。

政府・大蔵省は、第一〇一国会での法案の審議経過、附帯決議の趣旨を尊重し、今後ともたばこ産業の発展を最重視する立場を堅持する。

一、流通問題——マーケティング、広告、流通——については、完全に内外無差別であり、とくに米国企業は、「最惠国待遇」及び「内国民待遇」の権利を享受しており、

記

一、米国側は、たばこ関税を撤廃し、消費税率を引き下げるよう主張している。しかし、①日本の関税は他国に比べ大幅に低く、米国と同水準である、②日本の関税、内国消費税は、ガット及び日米友好通商航海条約に合致している、③従価部分のたばこ消費税は内外製品無差別適用である、④従価の内国消費税は世界中に存在している、との理由から米国の要求をそのまま安易に受け入れる根拠はまったくない。外国たばこが三〇円も引き下げられれば、そのシェアが急激に拡大し、国内たばこ産業に甚大な打撃を与えることを十分考慮にいれた対応を求める。

一、米国は基本的に製造独占の廃止を求めてゐるが、①「日本たばこ産業株式会社」の製造独占の背景には、国産葉たばこを全量購買しなければならないという農業問題からの要請があり、本制度の変更及びそれに対する年次計画の提示は困難である、②製造独占は他国にも存在している、③ガット及び日米友好通商航海条約に反していない、との理由から、製造独占は堅持すべきである。

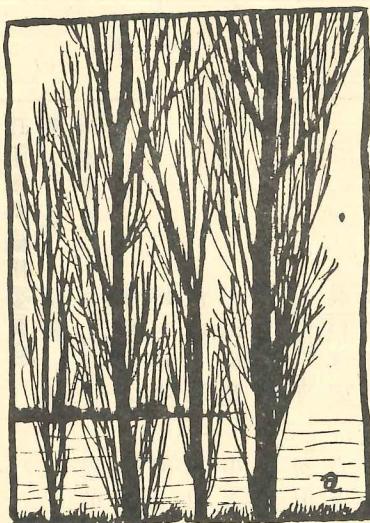
また、「配達会社」との契約内容に関しては
当事者間で解決すべき問題であり、三〇一
条の適用対象にはなりえない。

右、申し入れる。

一九八六年一〇月三日

日本社会党たばこ産業対策特別委員会
委員長 広瀬秀吉

大蔵大臣 宮沢喜一 殿



編集後記

政策資料編集委員会

委員長
伊藤茂

五十嵐広三
福間知之

松前仰

糸久八重子

河上民雄

戸田菊雄

中西績介

村沢牧

安恒良一

志苦裕

押田三郎

矢田部理

早川恒利

田田勝

瀬尾忠博

高杉迪忠

小林高摩三

佐間田勝美

渡辺博

辻裕

佐間田勝美

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 2038888

日本社会党政策審議会

国鉄国会の委員会審議が一〇月六日から始まつた。百有余年の歴史をもつ国鉄をどうするか、拙速は許されないが、政府・自民党の姿勢は三〇八議席を背景に法案を早期に成立させ、なにがなんでも四月一日新会社を発足させたいとの論理を優先させている。政府は先の通常国会に分割・民営の「改革」法案を提出したが、大義名文を欠く同日選挙にもちこみ、政治空白をつくったのは中曾根首相自らではなかつたか。

「はじめに分割・民営ありき」でつつ走る政府の方針は、審議がすすめばすすむほど矛盾や疑問点が浮かび上がつてゐる。例えはわが党の嶋崎委員が明らかにしたように、この間の「合理化」や新幹線利用客の増加によつて年度ごとの一般営業損益は黒字になつてゐる。政府案のようく長期債務の利息を国民のツケに回すなら、なぜ、「分割・民営」の必要があるのか。

また、政府案によると、八七年三月の長期債務二五兆四〇〇〇億円が、「長期債務等」として三七兆三〇〇〇億円にくくらんでいる。この差一一兆九〇〇〇億円は、青函トンネルや本四架橋などの資本費（五・二兆円）、年金負

担分（四・九兆円）などである。これらは本来政府が負担すべきものであり、国鉄が負担すべきものではない。

政府は非事業用地の売却益を七兆七〇〇〇億円としているが、その根拠も明らかではない。日本国有鉄道改革法二三条は、新事業体への職員を国鉄から一括承継しないで選別しようとするとするものである。旧電々・専売の民営化にはなかつたこのような措置には、労働法学者から強い疑義の声も出でてゐるし、職場では國鉄職員の深刻な雇用不安に拍車をかけている。国民注視の中で開かれた国労の臨時大会は執行部の方針が否決され総辞職するという異例の事態となつた。戦後労働運動の牽引車ともいいうべき存在であつた国労のこうした事態は国鉄改革法案審議にとどまらず、及ぼす影響はばかり知れない。

（W）
日教組も人事をめぐつて大会が開かれないと状況にある。一刻も早く統一と団結を回復して欲しいとの願いや切である。（W）

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-180821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 2038888

会計監査

高杉迪忠	瀬尾忠博	早川恒利	田田勝	戸田菊雄	中西績介	村沢牧	安恒良一	志苦裕	押田三郎	矢田部理	高杉迪忠
小林高摩三	佐間田勝美	渡辺博	渡辺博	中西績介							

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1986年11月1日発行
政策資料第242号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 伊藤 茂
発 行 日本社会党政策審議会

〒100
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
